

第百八十七回国会 参議院農林水産委員会會議録第三号

平成二十六年十一月六日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

十月二十日 辞任 馬場 成志君	補欠選任 武見 敬三君
十月二十一日 辞任 武見 敬三君	補欠選任 馬場 成志君
十月二十二日 辞任 堀井 巖君	補欠選任 世耕 弘成君
十月二十三日 辞任 世耕 弘成君	補欠選任 堀井 巖君
十月二十七日 辞任 古賀友一郎君	補欠選任 松山 政司君
十月二十八日 辞任 有村 治子君	補欠選任 舞立 昇治君
十月三十一日 辞任 山田 修路君	補欠選任 宇都 隆史君
十一月四日 辞任 宇都 隆史君	補欠選任 山田 修路君
十一月五日 辞任 徳永 エリ君	補欠選任 野田 国義君
十一月六日 辞任	補欠選任

出席者は左のとおり。

山口那津男君
委員長
理事

新妻 秀規君

山田 俊男君

野村 哲郎君

山田 修路君

柳田 稔君

紙 智子君

金子原二郎君

小泉 昭男君

古賀友一郎君

中泉 松司君

馬場 成志君

堀井 巖君

舞立 昇治君

小川 勝也君

郡司 彰君

野田 国義君

柳澤 光美君

新妻 秀規君

平木 大作君

山田 太郎君

本日の會議に付した案件
○理事補欠選任の件
○連合審査会に関する件
○政府参考人の出席要求に関する件
○農林水産に関する調査
(米政策に関する件)
(農地中間管理事業の進捗状況に関する件)
(鳥獣被害対策に関する件)
(中国サンゴ船の取締りに関する件)
(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に関する件)

農林水産大臣官房統計部長 小風 茂君
農林水産省食料産業局長 櫻庭 英悦君
農林水産省生産局長 松島 浩道君
水産庁長官 本川 一善君
資源エネルギー庁資源・燃料部長 住田 孝之君
環境大臣官房審議官 小川 晃範君

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(山田俊男君) 御異議ないと認め、それでは、理事に山田修路君及び柳田稔君を指名いたします。

○委員長(山田俊男君) 連合審査会に関する件についてお諮りいたします。
経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について承認を求めるの件について、外交防衛委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(山田俊男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。
なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(山田俊男君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

○委員長(山田俊男君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。
農林水産に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、外務大臣官房審議官下川眞樹太君外六名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。
〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(山田俊男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山田俊男君) 農林水産に関する調査を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○舞立昇治君 自由民主党の舞立昇治でございます。

本日はいい意味での農林族になって、米価の下落問題について質問させていただければと思います。十五分しかありませんので、いろいろと進めさせていただければと思います。

まず一点目でございますが、新農政スタート元年の今年、米価の下落は非常に相当な衝撃を地方に与えております。

農林水産省は、先月の委員会におきまして、米価は民間取引の中で決定されるもの、そして、収穫や販売は十月以降に本格化するので十月以降の需給動向をよく見ていく、そして、JAがしっかりと販売戦略を立てて適切な価格設定をしてもらい、しっかりと販売努力をしてもらうことが重要、そして、仮に米価の下落が生じた場合は、ナラシ対策があるほか本年度に限り未加入者にも特別対策があるので、これらで対応していきたいといったような内容の答弁をされていたと思いますけれども、まずは十月三十日に公表された十月十五日現在の米の作況に関する調査結果についてお伺いします。

○政府参考人(小風茂君) お答えいたします。

十月十五日現在の平成二十六年産の水稻の作付面積及び予想収穫量につきましては、十月三十日に公表いたしました。

主食用の水稻作付面積につきましては百四十七万四千ヘクタール、前年に比べて八・四万ヘクタール減少しております。それから、全国の十アール当たり予想収量でございますけれども、五百三十六キログラム、作況指数でいうと一〇一というところが見込まれております。

これは、北海道から関東にかけては全もみ数が多かったんでありますけれども、全国的に八月以降天候が低温でありますとか日照不足と、こういう傾向でありましたことから、登熟が平年に比

べて下回ったということのためにございます。この結果、主食用の予想収穫量は七百八十九万トン、前年に比べて三十万トンの減少が見込まれております。

それから、一・八五ミリの未満のふるい下米についても調べております。その重量割合は四・二%と見込まれまして、過去五年間の平均値と比べて〇・四%ほど多くなっているということでございます。

○舞立昇治君 続きまして、今回の調査結果を受けてまして、現在の相対取引価格の動向ですとか今後の米価の見通しについてお伺いさせていただければと思います。

○政府参考人(松島浩道君) まず、米の価格でございますけれども、先般、二十六年産の九月の相対取引価格、公表させていただきました。この水準は六十キログラム当たり一万二千四百八十一円ということでございます。二十五年度産の平均に比べまして約二千円程度の低下ということになってございます。

今後の動向ということでございますけれども、先ほど統計部長から御答弁申し上げましたように、二十六年産米については生産量が三十万トン減少いたしまして七百八十九万トンとなる中で、生産面につきましては、天候不順などによりましていわゆる青死米と言われているものが例年よりも多く発生して、実際の主食用の流通量が十七万トンから二十万トン程度減少する可能性があるのではないかと。また、需要面では、これまでのトレンドを前提に前年比七万トンの減少を見込んでおりますけれども、九月の相対取引価格が前年よりも低下する中で、今後回復する可能性があるのではないかとというような状況もあるところでございます。

いづれにしましても、九月の価格というのは一年の販売量のうち一割未満ということでございますので、今後とも、引き続き需給ですとか価格の動向を注視してまいりたいと考えております。

○舞立昇治君 九月の相対が一万二千四百八十一

円と、これまでで過去最低水準になっているというの是非常に深刻だと思えます。

そのような中で、先ほどの御答弁の中で、今後、価格の上昇も期待しつつ注視していくといったような答弁だったと思えますけれども。

そこで、次の質問に移らせていただきますけれども、先ほど来から答弁されているように、本年は全国的にふるい下米そして青死米等が多く、その量は約二十万トンと、私は看過できない水準ではないかと思っております。

そうした中で、関係者から聞くところによりまして、一俵三百円でそうした下位等級米が買いたたかれているという事例もあると聞いているところで、飼料用米ですとか米粉用米でも一俵約二千円ぐらいの相場だと思っておりますので、それ考えると、深刻じゃないかなと思えます。こうしたふるい下米、青死米等に関する取引状況を農林水産省は把握されているんでしょうか。もし本当にそのような劣悪な取引状況であれば、主食用米の下落と併せてダブルパンチのダメージになって、何らかの対策が必要ではないかと考えております。

この点、例えば民主党政権時と云うのは悪いんですけれども、そのときに、備蓄米の買入れを出来秋の市場価格に影響を与えないよう播種前に入札で確保する方式に変更しているんですが、この見直しは、米価を市場に委ねていくという時代の流れとしては理解できなくはありませんけれども、いまだ市場に完全に委ねることが適当でない現状に加え、日本の食料安全保障、食の安心、安全を確保する上で、農業経営を持続可能なものとする地域政策がまだまだ十分とは言えない現状、そして国による米の買入れが備蓄米以外でない現状などを考慮すると、やはり全て播種前に入札するという現行制度は見直しの余地があると考えております。

例えば、為替ですら国が必要に応じて介入しているということからも、米価についてもしっかりと国が関与できる余地を残して、出来秋以降も必要に応じて緊急的な買入れができるように制度を柔

軟に見直していくことも必要と考えますけれども、併せてお伺いしたいと思えます。

○政府参考人(松島浩道君) まず、委員からふるい下米、青死米の取引状況を農水省は把握しているのかというお話がございました。

まず、ふるい下米でございますけれども、これは、農家の皆様から調製して、ふるい、一・八五ミリとか、そういったものから落ちた米をふるい下米と申しますけれども、これは副産物として、加工用や飼料用に販売されるということになってございます。二十六年産価格については、これは民間の調査でございますけれども、現在、一俵当たり千二百円から千七百円程度で流通しているというふうに承知しているところでございます。

また、青死米でございますけれども、これは農家の方々が調製した、ふるいの上に残った中に青く着色して死んでしまった米が残るということでございまして、これは一般的には農家から卸売業者までは主食用の中に混ざった形で流通しておりまして、農家に対しては主食用米としての代金が支払われているというふうに考えているところでございます。

さらに、備蓄制度の運用についての御質問もございました。もう少し弾力的にするべきではないかというお話がございました。

ただ、食糧法上、政府買入れにつきましては備蓄の円滑な運営を図るために行うものということが明記されてございまして、需給調整のために行うことにはなっていないということでございます。したがって、需給調整のために政府買入れすることは、これは適当でないというふうに考えてございます。

そういったこともございまして、現在、備蓄の運営につきましては、国の米の買入れが市場に影響を与えないように二十三年度以降は棚上げ備蓄方式というものに変更いたしました。収穫前に買入れ契約を行って、その行ったものだけを対象にしているという実態にあるところでございます。

○舞立昇治君　ありがとうございます。
ふるい下米、千二百円から千七百円というのが平均ということは、千二百円なりその下で取引されているという現状もあると思いますので、やはりこれは主食用米の下落と併せてダブルダメージになるんじゃないかと思っております。

そこで、次の質問に入りますけれども、やはり今年の米価といえますのは、全体的な米の需要の減少、そして二百万トン以上の過剰在庫、そして消費税率の引上げ等による消費者の購買マインドの低迷、そして市場からの厳しい価格引下げの圧力等々から、なかなかJ-Aがどんなに頑張っても下落はある意味やむを得ないと考えております。

そこで、そうした中で、今年、新農政元年でございすけれども、確かに新農政の政策の方向性といえますのは、需要に応じた生産振興、農地を担い手に八割集積、そして生産コストを四割効率化、そして日本型直接支払でしっかりと支えていく、こういった基本は、方向性は間違っていないと思いますし、私は正しいと思っております。

しかしながら、この飼料用米への転換も、農地の中間管理事業も、そして日本型直接支払の取組も、さらには収入保険の検討もスタートしたばかりで、いまだ改革に参加する生産者は少ない状況でございす。要は、農村の現場では昨年とほとんど変わっていないというのが現状でございす。そうした中では、やはり政策もその状況に応じて柔軟に対応していく必要があるんじゃないかと思ひます。

よく参考資料の方で、今の米の生産コスト、一俵当たり全国平均一万六千円、そして十五ヘク以上になると一万一千円ということで、これから例えば十年後に四割の削減が達成できたとしたら一万円弱になるわけでございまして、仮に今、米の生産コストが全国平均で一万円弱になっているというのであればそこまで心配する必要はないと思うんですけれども、今現在はいまだ平均で一万六千円も掛かるという現状を基に考える必要がある

と思ひます。そして、やはり日本の国土面積、七割は中山間地域でございす。国連も今年は国際家族農業年として評価しておりますように、日本の農業スタイルというものは、やはり家族農業が基本、重要であるということも忘れてはならないというふうに考えております。

そうした状況にありまして、本年の米価下落への対応に当たりましたは、戸別所得補償の半減ですとか米価変動補填金制度の廃止等の影響が大きくて、やはり現行の制度だけでは少しちよつと不十分ではないかと考えているところでございす。

この点、先ほども触れましたけれども、過去、備蓄米の政府買入れを需給と関わりのない播種前入札に変更したこと、そして全国米穀取引・価格センターを廃止したことなど、やはり米の需給調整に関する政府の役割は非常に大きく後退しているということとは、やはり一定程度は考える余地が、見直しの余地があるんじゃないかと思ひております。食糧法の規定でも、まあ今更、云々、全部申し述べませんが、しっかりと国は需給調整、努めるというふうに書いております。

言いたいことといたしましては、新農政元年の今年におきまして、国が求める、実施しようとする改革に現場がまだまだ十分に追いついていない状況の中でございすので、そこは、やはり食糧法に基づいて生産者、特に生産調整に参加している皆様の自主的な努力を支援して、再生産可能な農業経営を実現するためにも、そして国の目標であります農業所得の倍増を実現していくためにも、備蓄米の取扱いを見直すとか、米穀機構への支援を通じて何らかの特別対策を実施するとか、ナラシ対策を拡充するとか、何らかのやほり国としての追加支援策が、つまり補正予算が必要だと考えておりますが、最後、大臣の御見解をお伺ひします。

○国務大臣(西川公也君)　新農政元年ということ、我々も改革を目指して今実施に取り組んでいす。そういう中で、今年の米価が大変低くなっ

たわけでありまして、心配は私もこれはしてあります。

そういう中で今の対応策、何があるかということ、収入減少影響緩和対策事業、さらには入っていない人たちに国庫の半分を出しますと、これしか今のところないんですね。それで、備蓄についてもう棚上げ方式でやつていこうと、これ決まったわけ、国がなかなか介入できない。こういうことでありますが、そういう中で来々、飼料用の米はやっぱりもうおうという中であります。が、与党の中でも様々な議論が出てきていることは承知しております。そのため、これからは現場の声に耳を傾けながら適切に対応していく考えであります。

○舞立昇治君　ありがとうございます。

財政上、予算上の制約がある中で、本年度の当初予算におきましてはできる限りの予算措置をしていただいたと私も感謝しておりますけれども、昨年も委員会でも指摘させていただきましたように、やはり今の日本の農業予算といえますのはアメリカやEUに比べてまだまだ少ない現状だと認識しております。

ましてや、今年の米の状況、新農政がスタート直後でまだまだ普及していない現状を考えますと、現場に明るいメッセージを与えるのは国しかできませんので、是非現場の実態を注視していただきまして、今回の制度改正の検証、つまり地域の実態を踏まえたモデル農家の所得検証等々を早急に行つていただきまして、先ほども大臣御答弁いただいたように、適宜適切に改善策を講じていただきますようお願い申し上げます。私からの質問を終わらせていただきます。

○委員長(山田俊男君)　時間が来ておりますが、小風部長。

○政府参考人(小風茂君)　先ほどの答弁、水稲作付面積の減少で八・四万ヘクタール減少と申し上げましたけれども、正しくは四・八万ヘクタール減少で、訂正させていただきます。失

礼いたしました。

○郡司彰君　西川大臣に初めて質問をさせていただけます。民主党の郡司彰でございます。

質問に入ります前に一言だけ申し上げておきたいと思ひますが、政策的な課題、委員会の法案の前に、大臣に対する個人的な問題、課題というのが残されております。このことについては今日私自身からは触れませんが、これからはただすべしはしっかりとだしていくということを前提に、今日は米の問題に特化をして質問をさせていただきます。

まず、大臣のこれまでの米に対する概算金に対する発言というものが何度かございました。これ、下野新聞の十月一日でございすけれども、大臣が実態よりも低いぞというようなことを述べたということでございす。細かいところまでは今回まだ触れませんが、そして、これが十月の十六日、栃木の要するに相対の基準価格が一萬三千六百六十六円だったものが一萬二千五百円になりましたよ、その時期に農家は、改めて大幅な減収を否定すると。こういうことを言っているわけでありすから、そうは言っても上がるんだぞと、こういう見通しなんだろうというふうに思ひます。

さらに、十月の十五日付けの作況が出ればこれは需給が締まるんだと、こういうこともおっしゃつておりました。さらに加えて、今の質問にもございましてけれども、もう当面ナラシという制度があるからそれをやるんだけれども、場合によっては新たな対策の検討も考えるかもしれないと、これはまあまあ限定的ではありませんが、そのようなことについても言及をしております。

改めて、この十月十五日付けの作況を見て、改めての大臣の考えをお聞きをしたいと思ひます。

○国務大臣(西川公也君)　米価の下落、心配していることは常々申し上げております。そういう中で、作況が一〇一になりました。そ

して、九月中の取引、現在までもそう多い取引ではなかったかと思いますが、これから米の取引は本格的になってくると思います。そういう中で、収穫量はとも当初の予想よりも減少してきそうだと。さらには、青死米、ふるい下米等の問題等があつて、私どもとしてはそれがどう影響出るかということを心配しています。そういう中で、米価の問題がしつかり決まってくるんだらうと思います。そういう中で、最終的には基準価格に満たない分について、追加払いの後の価格との差は収入影響緩和対策で埋めると、ここまでは決まった話であります。

さて、それ以外に何ができると、こういう話もあるかと思いますが、これらについては与党の中で各般の議論が始まったと私どもは聞いております。各般の議論の中でどういう御要請が来るかまだ分かりませんが、私どもは状況を見、そして現場の声に適切に耳を傾けて、そしてその対応についてはこれから議論を始めていきたいと、こう考えております。

○郡司彰君 関連して大臣にお尋ねをいたしたいと思ひますが。

今の答弁の中で、需給は締まっていくんだという根拠の一部については触れられました。それ以外にも根拠とすべきものがあるのか、それからその実態ですね、実態についてはどのような状況になつていくかということ。そして、更に大事なものは、この一連の発言は大臣が、生産者に向けていらつしやるんですか、消費者に向けていらつしやるんですか、それとも系統や卸や小売の方々に對してでしょうか、あるいはまた商品取引所の方々、相場の関係者に対しても発信をしていたんでしょうか。そのことについてお答えください。

○国務大臣(西川公也君) 私は、聞かれることもそれから答えることも農家を中心に話を申し上げております。

もやはり農水省の事業というものは還元をされるべきだろつというふうに思いますし、そのところに対する配慮はこれまでの発言にはなかつたということでもよろしいですか。

○国務大臣(西川公也君) 私は、そのために農産物、新しい需要を開拓していくと、これを努力をしましようということでもメッセージは発信しているつもりであります。

そういう中で、私は農林水産大臣ですから主たる発言は農業者向けが多いわけでありまふけれども、食料は全体の、安定して国民の皆さんに供給できると、これも当然配慮した発言であります。

○郡司彰君 後ほどまたその辺の議論も重ねてしたいというふうに思いますし、これからちよつとお話をする際に資料をお配りをしております。二枚目になるんでしょうか、収穫量調査の流れということを見ていただきながら質問をさせていただきます。い下米という言葉が出ております。局長のお話ですと、一・八五という数字が出てまいつておりますが、実際に収穫量調査、要するに作況の場合の基準というのは一・七、これでよろしうございますね。

○政府参考人(小風茂君) 収穫量調査でございませうけれども、飯用に供し得る玄米の全量を把握することを目的としております。一定の面積の稲を測りまして、農産物規格規格にある三等の品位、それ以上に相当するようなふるい目ということで一・七ミリということでは選別をして、その重さを計測してございます。

○郡司彰君 いわゆる中米として流通しているもののおおよその範囲、それからこれまでの平均的な流通量、どのぐらいでしょうか。

○政府参考人(松島浩道君) 委員御指摘ございまして、中米というお話がございましたが、作況調査につきましては一・七ミリ以上の収穫量で把握しているわけがございませうけれども、実際に主食用米として流通する米につきましては、これはちよつと若干地域によって異なりますけれども、

も、一・八五ミリとか一・九ミリとか、こういった粒の大きいものを選別しまして流通しているものと。

委員からお話がございました中米と申しますのは、その一・七ミリから一・八五ミリのところでふるいの下に落ちるもの、これがふるい下米といふふうに申し上げますが、それが業者によつて再選別を受けまして、いわゆる中米という名称で一般的に流通しているということではございませう。

その流通量でございませうけれども、過去五年間の平均のふるい下米の発生割合は全体の三・八%でございませう。これは、全体の生産量が毎年変動いたしますので具体的な実数は申し上げられませんが、それが今年の調査によれば〇・四ポイント多い四・二%、ふるい下米が発生しているという状況にあるところでございませう。

○郡司彰君 今、中米ということについて再選別をということではございませうが、要するに流通といたうのはこの段階のことを言つていらつしやるんですか、一般的に言う場合には。

○政府参考人(松島浩道君) 流通はいろいろな段階がございませうけれども、生産者から消費者に流通する段階で、例えば大体年間主食用米が八百万トン生産されるとしますと、そのうち約四百万トンがJAなどの集荷団体に出荷されると。残つた二百万トンが農家が直売するというところでございませう。さらに、その残つた二百万トンが農家の自家消費とか御親戚の方々に配るという形で無償で流通すると。さらに申し上げますと、四百万トン、JA等が集荷したものが卸売業者、それから小売業者を通じて消費者の手に届くという全体の流通構造になつていてございませう。

○郡司彰君 改めて細かくお聞きをしますが、作況指数によるいわゆる収穫量の流通というのは、それは全体が入りますよということですね、縁故米や何か、自家飯米も含めてやりませうと。それを除いたものを含めて全体がそうなんですと。いうことでよろしいですね。その確認だけ、ちよつと。

○政府参考人(松島浩道君) 有償で流通いたしましたのは、全体の一・七ミリ上の米から自家消費分、縁故米を除いた分でございませう。

○郡司彰君 中米は年によつて違ふということですが、大体三千万トンぐらゐ出るのではないかと。いふふうに言われておるようなところが多いわけですね。もう多いときは五十万トンまでいったやうなこともありまして、いふことを聞きますが、この中米の市場といふのはどういふところなんでしょうか。

○政府参考人(松島浩道君) これは様々でございまして、卸売業者の中にはそういう中米を扱う業者もいらつしやいますし、いわゆる特定米穀といった加工用米、米兼用とかお煎餅とか、そういったものを主に扱っている業者、大きな業者から小さな業者まで様々いらつしやるというふうな理解してございませう。

○郡司彰君 当然でございませう、業務用であるとかいわゆるブレンド米といふところにも流通をしているということではよろしいですか。

○政府参考人(松島浩道君) いわゆる、今委員の御質問は、中米についてという御質問だと思ひますけれども、我々が通常スーパーとか百貨店とかお米屋さんから買うところには余り流通しませんが、デイスカウントショップですとか、そういうところではいわゆる主食用として売られる場合もあるといふふうに聞いていますし、あとは様々な加工用に回るときもあるといふふうに聞いています。これは、本当に流通は様々な、多様な用途に使われているといふふうに聞いています。

ただ、通常の、我々が日常食べる主食として購入する中米には、余り中米といふのは入つていないといふふうに理解してございませう。

○郡司彰君 おつしやつてゐることは非常によく分かります。流れの中できちんと乗つたつてゐるところを主に考えていらつしやるということでは分かりますが、それ以外のところでもやはり流通をして、そのことを、消費をしてゐる人たちも間違ひなくいるということはお認めになるんだらうと

いうふうに思います。ちょっとそれもまた後ほどお話ししますが。

次に、死米についてお話をさせていただきます。

青死米が相当出ているということで、十七年ぶりに調査をして発表をしたということですが、この狙いは何でしょうか。

○政府参考人(松島浩道君) あの前死米の調査というのは、今回初めて農水省で実施させていたわけですが、二十六年産米の収穫期を迎える中で、現場から、今年は八月の中旬以降大変天候が不順で、登熟不良の地域が多いと。調製後の、ふるいの上に青死米が例年より多く残っているという声が多く寄せられました。そういった状況を踏まえまして、十月十五日付けの作況の調査をする際に併せまして、その作況調査のサンプル、大体一万ほどございますけれども、その一割程度をサンプリングいたしまして、その中に含まれている青死米などの混入割合の調査を実施したということでございます。

○郡司彰君 約一割、千一か所で調査をして、平均の年よりも多かった、北海道については特に多くて一七・一％ということであります。

先ほどの話を聞いてみると、どうも誤解をしやすそうな発言というのが多いというふうに思いますし、新聞の記事も、例えば、これは共同通信さんの配信をした記事だろうというふうに思いますけれども、それを読みますと、農水省は、収穫されても生育不良で出荷できない米が例年より多く、供給がこれまでの想定よりも縮小すると見ている、価格の動向への影響が注目される。また、農水省の方の発言として、実質は一〇〇を割り込む水準。また、出荷できない米は例年より二十万トン程度多い五十万トン程度となる可能性がある、同省は需要に対し供給がこれまでより小さくなるというふうなことの記事が出ておりますが、この記事は私は間違いの記事だと思いますが、これはどうなんでしょうか。

○政府参考人(松島浩道君) 今の委員が読み上げ

られました記事について、ちょっと事実誤認があるところがございます。

まず、ふるい下米につきましては、これは農家段階で調製されまして、ふるいの下に落ちてしましますので、これは主食用米とは別な流通経路で流通することです。ですから、それはもう先ほど委員からお話ございました中米という形でまた戻ってくることはございますけれども、基本的には主食用には流通していかないということでございます。

それから、青死米と言われているものなどにつきましては、これは粒が大きいものですから、ふるいの上に残ると。したがって、通常は、健全な主食用米の中に混ざって農家から出荷されるということでございます。農家から出荷された後、先ほど御質問がございましたけれども、JAや県段階の全農本部とか、そういった集荷団体を通じまして、実際に卸に販売された後、精米する段階で、この青死米などは精米しますともう粉状に砕けてしまうということでも米の体を成してございませぬので、そこで実際の主食用流通からはじかれるということでございます。

したがって、農家から出荷される米の量が二十万トンというふうな、先ほど話がございましたが、ということではございませんで、私どもが御説明申し上げておりますのは、主食用の流通量、最終的な消費者に届く流通量の中から十七万トンから二十万トン減少する可能性があるということを示し上げているところでございます。

○郡司彰君 先刻御存じのお話でございますけれども、青死米は毎年出ますね。一等米でも、七％までは一等米ですね。二等米が一〇％。今回は北海道は一七・一％ということですが、三等米は二〇％、五分の一までは三等米だということですから、これは通常に流通をするということで、今の答弁からすれば、この記事は誤認というか間違いでありますということに今おっしゃっていただいたわけでありまして、こういう記事が当たり前のようになって、読んでいる人たちからする

と、出荷が五十万トン減りますよというように捉えるわけがあります。これを、何なんでしょう、これ農水省の方が発言をしたような括弧の記事でよく出ておりますけれども、これ、きちんと間違いだということをなされましたか。

○政府参考人(松島浩道君) ちょっと先ほど言葉足らずだったかもしれませんけれども、誤りだったと申し上げたのは、農家の出荷量が十七万トンから二十万トン減るということではございませんで、主食用として流通される、流通するというのは最終的に消費者に届くところにおいて、そういった数量が減少する可能性があるということでも申し上げたことでございます。

○郡司彰君 その説明もおかしいんですよ。これは後でまたお聞きをしますけれども、本来は作況指数は玄米でしょう。今の話は、最後、途中のところで精米したらばぬかの方に行っちゃいますよと、だから減りますよ。これはちょっと話が違ってますよ。

そもそも作況指数というのは玄米で出しているわけですから、その数字をきちんと通していかなくちゃいけない。それで、それは玄米だとして普通にやれば一割は減るわけですから、そういうものと青死米というものがどういう関係になるのかということとをきちんと説明しないと、例えば、今年は北海道の一等米なんというのは関東では手に入りませんよ。もう流通していませんよ。そういうような状況を引き起こしているんですよ。

これ、ちょっと今までの大臣の概算金の際の発言もそうなんでありまして、いかに、青死米が増える、今年特別に検査をした、予定どおりたくさん出た、しかしそれは収穫量としては同じなんです。七百八十八・五という数字が収穫量で、それが流通の基礎の数字なんです。ということで、改めて、よろしいですね。

○政府参考人(松島浩道君) 委員御指摘のとおりでございます。私も主食用の流通量として十七万トンから

二十万トン減少する可能性があるとして申し上げましたのは、やはり最終的に米の価格などが形成されますのは、卸売業者でございますとか小売の段階での需給関係が決まってくるわけでございます。先ほど来繰り返して御答弁申し上げましたように、青死米などにつきましては、その卸売業者以降の段階で主食用の市場から消えてしまう可能性があるということで、必ずしも作況指数だけでは見通せない需給に影響する要素があるということで御説明申し上げたという点でございます。

○郡司彰君 それは、先ほど言いましたように、玄米と精米のことも含めて、それは現在ではなくて、連綿としてそうなんですよ。その量が一定程度増えるかどうかということを殊更に今年やっていくということ自体が、もしかするとその価格に対する大臣の発信というのものがやっぱり誘導性を持つていくように捉えられかねない。私は、これは後でちょっとまたお話をしますけれども、別な問題も含んでいるというふうに思います。

時間の関係で次のところに移りますが、改めて、統計の方にも来ていただいておりますけれども、そもそも作況指数というのはどういうことでしょうか。

○政府参考人(小風茂君) 作況指数とは、十アル当りたるの平均収量に対する十アル当りたる予想収量の比率ということでございます。

○郡司彰君 昔からやられていますが、日本の国の場合には、もう江戸時代だけではなくて、その前からやられています。

例えば、お侍さんが百石の場合にはお米でいただいて換金をしてということですから、お米が豊作で大量に出回って下落をすれば侍の収入は減る。だから、正直言ってそんなに豊作はうれしくないかもしれない。じゃ、どういふことをやったかという、八代將軍だから吉宗さんか何かは、もう豊作だと分かたらば、いっぱい酒屋に流すんですよ。食べる方じゃなくってお酒を造って、一定量だけにして米の値段を下げないようにするとか、これは今まで当たり前のようになってきたん

ですね。私たちの感覚の中にもそれが根付いていくかもしれないけれども、今後の日本のありようによって、その方がいいのかどうかということも今回はちよつと考えておく必要があるんじゃないかなというふうに思います。

簡単に言えば、県によって違います、縦長の国ですから。私どもの茨城県では、九月というのはもう量の検査だけで精いっぱいだと。質の鑑定というの、これはもうその次の月。だから、十月にまた違ったものが出るので、数字的にはそれほど数量が変わるというよりも、中身が変わる可能性があるといることが私は一般的なことなんだろうというふうに思いますけれども。

これは、例えば茨城はそうでありますけれども、全国的に見ては違うのかも知れませんが、全国的な傾向を含めて、ちよつと教えてください。○政府参考人(小風茂君) 全国的に見ていまし

て、特に作目、品種も違いますし、また気候状態も違います。今年は、特に登熟の状況が地域によつて違いました。東日本、北海道の方は作況は良かったんですが、西日本の方はかなり低温あるいは日照不足ということで、登熟が遅いということもございました。

そのように、作目も違いますし作期も違いますし、それはやはり全国いろいろな条件は違うと。できるだけそれを反映したきめ細かい条件でしたいということを考えております。

○郡司彰君 私統計の実際の専門員の方を含めて、対地、対物の実測調査をやっている方々にもよくお話を聞きます。作況で出した収穫量というのは、これは流通量なんです。その人たちは、それが、先ほどの新聞のように、ここから何か何十トンか減るんだなというこの記事が出れば、これはブライドが傷つきますよ。私たちはしつかり検査をして、この数量が今年は流通をするんだというようにをやっている中で、また、農水省の違う部局の方は、いや、それはそんな量にならないですよ。これは、やはりそれぞれのところの、統計は統計としてのこれまでの

実績、ブライドもあるわけですから、省内できちんとその辺の整合性は取っていただきたいなというふうに思いますし、これからお米については変わらなすに對地・対物実測調査ということを行っていくんだというふうに聞いておりますけれども、それ以外の私どもの県では、例えば麦、大豆、そばなどについても一定程度行っていたというふうに聞いておりますが、これについては今年で終わりのいうことよろしくございますか。

○政府参考人(小風茂君) 委員御指摘でございますが、農作物の収穫量に係る調査、これにつきまして、現地の田畑で収量の実測を行う実測調査でございますけれども、これは水稲を中心に行っております。また、麦、大豆、そばにつきましても郵送調査と併せて現地の実測調査を行っております。これらの実測調査の結果につきましては、米穀の需給見通し、それから経営安定所得対策、こういうものに利用されております。

統計職員が減少しております中で調査補助員の導入など工夫をしておりますけれども、今後とも正確な調査の結果の提供に努めていきたいというふうに考えております。

○郡司彰君 これは誰の責任というより、私どもも関わっていることでもありますけれども、本県でいえば、昔は十五か所ぐらいありました。二百八十人ぐらいいました。統合になって百八十人になつて、今五十何人で、OBの方を含めて専門員の方にもお願いをしているということでもあります。これは、だから、これからこの作況というものをを出す必要があるのかどうかということも一つ検討の材料になるのかもしれません。しかし、先ほどの質問にもありましたように、流れはいずれ民間の市況で決まるような形になっていくわけでありますから、その大きさはともかく、市価の相場がいろいろなところに影響を及ぼしているように、この調査というものが、やはりしつかりした調査が基にならなければ大変な相場の、何というんでしょね、乱高下を起こすようなことになるやもしれない。先物ということの、何というん

でしようね、機微に触れるような数字になつてくるわけですから、そのところはもう一度全体としてこれから検討していく材料ではないかなというふうに思っております。

次に、概算金についてお尋ねをしたいというふうに思いますが、大臣、実態より低いという発言をこれまでなさっておりますけれども、その発言の根拠について改めてお聞かせいただけますか。大臣じゃなくても結構ですけど、低いという根拠。

○副大臣(小泉昭男君) 概算金の問題につきましては、御意見をいただいておりますが、今年の作況ですね、二十六年産の生産量、先ほどから出ていますが、三十万トン減少して七百八十九万トンと見込まれているわけでありまして、生産面では天候不順等ございました。青死米の話も今議論されました。

そういう中で、概算金についての追加払いも含めまして、これ、米の価格は民間取引で決まるわけでございますが、この追加払いもJ A等で判断されることでございますので、今回の作況の公表が取引価格等に与える影響を申し上げることに對してはなかなか適当ではないと、こういうふうに思っておりますので、よろしく願ひいたします。

○郡司彰君 適当ではないけれども、低いとずっと大臣は言い続けてきているわけでありまして、資料をお配りしておりますけど、米の流通の状況というのがありまして、二十三年までのところでありまして、傾向としてはお分かりになるかと思ひます。

下の方、出荷・販売段階でありますけれども、二十三年度を見ますと、いわゆる農協、系統のところに集まるのは四一%、大体四割ですよ、全国的に言つと。この概算金のところの低い低いということとは別に、一番右の方に、生産者が直接販売しているものが二六%ぐらいありますよ、それから全集連の商系の方にも一定程度の数が集まっておりますよということの数字になつており

ます。

それで、ここで余り言うべき話ではないんですが、私の県の茨城県というのは系統の出荷率は相当低いんです。大臣よく御存じのように、お恥ずかしいとか何とか、全農に集まるのは四十万トンのうちの約六万トンぐらいですよ。ですから、概算金がこのようというのは、まあ一定のことはあるけれども、それよりも直接売っちゃっている方が多いということなんでありまして。三分の一は自家飯米、三分の一は商系、三分の一は残つたらば系統に出そうかなということでありまして、これ、最後のところ、時間がなくなる可能性もありますので、ここでちよつと大臣にお尋ねをしておきますが、この流れでいくと、所得倍増とかコストを削減するとか、もうかる農業というのはどの売り方が一番適切だということをお考えでしょうか。

○国務大臣(西川公也君) 大変難しい問題ですが、一番は超過作付けが多いと、こういうことで需要と供給のバランスが崩れてきておつたわけですね。今年もそうです。そこで、国の関与がなくなつたときに果たしてその需要と供給のバランスを保つことができるかどうかと、これは大きな課題だと思ひます。私どもは、限られた年数ですけど、生産者の皆さんに過剰作付けにならないように是非餌米に行つていただきたいと、こういうことをお願いしております。

それで、価格の問題につきましては、これは民間と民間の取引でありますから、政府はこれは介入できませんし、すべきでないと思つております。そういう中で、どの取引が一番有利かということとは非常に難しいのでありますが、やっぱり販売主体である農家の皆さん、さらには農協の皆さんに努力をしていただいて市場とつながつていただくと、これが一番の道かと思つております。

○郡司彰君 ちよつと時間の関係が進みますけれども、商品先物取引所、四月から制度が変わりまして、現物の受渡しは今年の出来秋十月から始まっております。値段的には、十月一日が七千百

二十円、六十キロですね。それが一番高いときには、十月の三十一日には七千八百六十円というような一割を超えるような高値を付けておりました。

ここでちょっと大臣にお尋ねをしたいというふうに思いますけれども、この制度変更があつて、現物の取引があつて、これ今言ったのは関東コメです。関東コメは、御存じのように大臣の地元の栃木、それから私の茨城、そして千葉県というところでありまして、この上がり方は大臣からするとどのようにお考えでしょうか。

私自身は、先ほど来からの流れの中で、いろいろな発信がここに影響を与えているんだとすれば、それは先ほど言ったように、場合によつては政府が介入をする可能性もあるかもしれませんがよと、そういう作物なんですよ。しかし、今回の場合にはそうじゃなくて、これまでの発信がもしつながらつていたら、これはちょっと検討せざるを得ない問題だろうというふうに思つておりますが、この原因についてちょっと分かれば教えてください。

○政府参考人 櫻庭英悦君 本年十月以降の先物価格につきましては御指摘がございました。一般論として、先物価格は、商品の需給動向を基本に、各地の天候状況や様々な取引状況を反映されながら形成されているという具合に考えておるところでございます。

市場における具体的な値動きの動向あるいは要因につきましては、取引に影響する可能性もございまして、取引を監督する立場上コメントをすることは差し控えたいと思ひますので、何とぞ御理解のほどをよろしくお願いいたします。

○郡司彰君 当然の答え方ですよ。今の当然の答え方と、私が先ほど来から何枚だけお見せをしましたけれども、一連のその大臣の発信というもの、どこかでクロスをしているような感じがなきにしもあらずなんです。私は、農林水産大臣も財務大臣や何かと同じように、これ相場に關係をしていられるところの大臣でありますから、その辺の

ところの発言というのは極めて慎重にやらざるを得ないし、特に先ほど言った青死米の北海道というような、もう結び付いてイメージができ上がりました。もう今年は北海道相当ひいと思ひますよ。こういうようなことも含めて、ちょっと私は大臣の発言そのものはもう少し慎重であるべきだということに思ひますが、どうでしょうか。

○国務大臣(西川公也君) 私は、あくまでも生産量の見通しをその都度述べてきただけでありまして、価格の動向に影響するような趣旨の発言はしていないと、こういうつもりであります。ただ、これは慎重に発言すべきだということは十分わきまえておりますし、生産全体の見通し、正しく伝えていきたいと思ひます。

○郡司彰君 この問題はこの程度にしますけれども、もう一つ資料をお配りしております。

大臣の御地元の栃木のコシヒカリ、下を見ていただきますと、無洗米のところも同じ米でありますけれども、JAかみつが・しおのや、かみつがの方は鹿沼、日光市、しおのやも全部大臣の選挙区の米でございます。今売られているのは一万四千八百円、これを先ほどの玄米から精米というのは一万四千五百円、これを先ほどの玄米から精米というのは一万五千円にしてですね、というように計算でやりますと、これが一万六千二百八十円というような数字になります。

そして、栃木の全農が相対の基準価格として示しているのが一万二千五百円でありまして、ですから、八千円と全農が示している一万二千五百円との間には四千五百円の開きがあるようになっております。しかし一方で、一万二千五百円と一万六千二百八十円の間は三千七百八十円と、相当ちょっと窮屈な数字になっている。全体を通してある数字というのは八千二百八十円ですから、これはもう少しならされてくるというふうに常識的にはなりません。

したがって、そうすると、六十キロ玄米換算でやったものが五十四キロ一袋になつても、一万六千二百八十円というところから八千円というところまでの流れを逆算をすると、私は概算金があればこれから上がるといふような実態になるのかどうかということになってくるかと思ひます。

現場の關係の方々いろいろなとお聞きをしまして。相当厳しいです。民間の検査局、九千四百円から九千六百円、卸の方が単協からそのまま買うときには一万円前後ですけれども、ほとんど一万円は出ません。一万二千円で買つていてというの

は唯一、系統のお米会社だけであります。こういう現実を見て、昔は、需給が締まるよといふような数字になつたときは、これは価格が下がれば買いに走るといふのが一般的な流れでした。ところが、聞いたら、今はそれはもう一切ないんだといふんですよ。なぜかといへば、情報

が毎日のように新しいものが入つてくるんで、在庫がどこにあつて、どこが幾らの値段で動いていて、今はまだ買うというよりもその状況ではないといふことで全然動かないと、こういうような状況が今のところは続いている。

この中で、さらに、大臣の方は、系統にも努力をしていただきたいと、それから、最後は締まつてくるだろうといふことの発言がございましたが、実際に今の現場の取引の実態の数字をお聞きになつてどのような感じでしょうか。

○国務大臣(西川公也君) 価格と需要の面と供給の面と、これ連動しているわけですが、確かに、先ほどお伝えしましたように、数字の上では生産量、流通量が減るだろうと、去年に比べてですね、さらには本格的な流通はこれからだと。こういふ中で、私は価格の動向を注視していきたいと思ひますが、私どもは、生産量、流通量、説明できるものを正しく伝えていくと、今の段階ではこれしかないと考えております。

○郡司彰君 正直、いろいろな關係者に聞いても、値段がこれから急激に上昇するといふ可能性は非常に少ないし、逆に相当な厳しい局面が予想をされると。こういうようなことを前提に、大臣の方では、先ほど来もありましたけれども、当面は今の制度を有効にするんですよ、早めにするんですよ、それから系統は系統で独自の融資制度や何かを取り組むといふようなこともありますが、取りあえず、これまで何度も答弁をいただいておりますけれども、政府がお米そのものを、あるいは備蓄にと、あるいはいろいろな方法を通じて買上げるということは今後とも一切考えていないといふことでよろしくございませうか。

○国務大臣(西川公也君) 考えておりません。

○郡司彰君 それはその形で進めていただくといふことがやはり当たり前ではないかなといふふうに思つております。

その上で幾つかのことについてお話をさせていただきますといふふうに思ひますが、農地の中間管理機構の今年の目標は、平年は十万ですけれども、今年は頑張つて十五万ヘクタールぐらい集めようといふことの目標でやつていたかと思ひます。それぞれの県について動きが出ているかといふふうに思ひますが、正直言つてそんなに良くはないと思ひます、今まで。でも、これからどんどん集まつてくるんじゃないでしょうか。これ、相当、今年の米の動きを見て、もうやめよう、これはもう農地を手放そうという方が出てくる可能性があります。

これは、ある意味で、深謀遠慮ではありませんけれども、新農政の狙いどおりといふことでよろしくございませうか。

○国務大臣(西川公也君) 中間管理機構をスタートしまして、まあこれから秋口でどういふ傾向になるか分かりませんが、私どもが目標としている数字以上の申込みがあるということも事実であります。ただ、申込みがあつたからそれがうまく貸し手と借り手につながると、こういうことではありませんで、希望の段階が今、そんなことであります。

いずれにしましても、私どもは強い農業をつくつていきたいと、こういうことで政策を推進してまいります。

○郡司彰君 その強い農業は、結果としては所得

倍増になるんだというようなことでございまして。

先ほどもちよつとお聞きをいたしましたけれども、この今年の流れを、今年は取りあえずさておいても、来年以降、価格がこのようなきとも含めて、農家の所得倍増ということにどのようなことを留意をしていけばつながっていくんでありますように。

○国務大臣(西川公也君) 農水省としまして、三月に審議会にお諮りすることにしてありますが、全体の農業の、どういうバランスで何をどう作ればいいかと、これをしっかりとくり上げていきたいと、こういうことで今やっています。米も、それから飼料用米も含めて、全ての農産物などのような形であれば日本の農業が強い農業に結び付くかと、これを念頭に今計画を詰めているところであります、これは何度も申し上げているように、三月をめどにまとめ上げたいと、こう思っています。

○郡司彰君 今年、これはもう見通しが立たないなど、本当に農業について決断をしなければいけないという方は、多分三月まで待っているというわけにはいかないだろうというふうに思います。三月まで待つて出てきたものが、これならばということになるかどうかはまだ定かではありません。

大臣、何度もお聞きになつていて、もういいよというふうな思いがあるかもしれませんが、私どもの戸別所得補償と変動の支払があれば、今年の場合も農家はまた来年続けられることができたんです。大量に出回ったときは、消費者は安いという価格で手に入れることもできたんです。

その辺のところについて、私は、もうこれまで何かがやつてきたとかというよりも、この戸別所得補償と変動支払というものをこれは収入保険に変えるということです、それはいいです、その間の期間は、やはりこのことをもう一度考えていただいた方が農家は分かりやすく安心ができるんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(西川公也君) 私どもも、戸別所得補償から経営安定対策ということに変えるときに、私ども、まずインナーを選んで、このインナーの中で二十二回議論をしてきました。非常に長い時間議論してきて、この戸別所得補償についても検討させていただきました。そういう中で、二兆三千億という農林水産省の予算の中で、米だけで七千億も八千億も補助金をやっていたかなければ日本の農業がバランスが取れないという状況でいいんでしょうかと、こういう議論をしてきたんです。

そういう中で、やっぱり畜産の人もあります、野菜の人もあります、ほかの、果樹を営営する人たちもいます。こういう人たちも一緒に日本農業をつくり上げていかなければならないだろうと、こういうことでこの経営所得安定対策に私どもは切り替えました。さらには、納税者の理解をもらわなきゃならない。それから、全て補償されていたら、これ本当に農地の集積とかそういうのができるかどうかというのも議論しました。さらには、モラルハザードは起きないのかと、こういうことも検討しました。最終的に、私どもは、経営所得安定対策に踏み切らせていただいたところでございます。

○郡司彰君 繰り返してはいたしません、もう一度再考をいただければということだけ申し上げておきたいと思ひます。

最後でありますけれども、ちよつとこは御理解をいただいで、(資料提示)これが朝食として大変に売れているんだそうであります。食べるときはこのように牛乳を加えて、簡単に言うとしリアル的一种で、麦、玄米、蜂蜜、シロップ、油脂などを加えて炊き上げたものなんだそうであります。これは栄養価も、食べてみただけで、結構おいしいです。

こういうふうなものがこれから相当市場の中で膨らんでいきますよというふうな予測をされているのであります。今、朝の御飯を食べない人たちが、これでもいいよと、とにかく食べるという習慣が必要だよということも一理だろうというふう

に思ひます。それから、場合によつては、やはり伝統的な日本のみそ汁や御飯も漬物も含めてというふうなものをできるのならやった方がいいという考え方もあらうかと思ひます。

私、これ優れておりますのは、袋は会社名が書いてあるので出すということなので出しませんが、けれども、ちよつと出しちゃいましょうかね。簡単に言うと、熱加工をしないで、牛乳とこのものを投下すれば、難民の方でも一時的な避難をしている人たちにも、かなりバランスも取れた栄養食でもあるだろうというふうに思ひます。

これ、玄米も入っているんですよ。米の消費として、そういうものを多くしたような形でこれから市場として伸びていくという可能性はあるというふうに言われていますが、しかし、それでいいんだらうかということも一方であるわけであり

これは結論めいたことをここで言うわけでもありませんし、これはそれぞれの商取引の中で販路が拡大をしていく、そういう生き物だということに思ひます。だから、ここではどうではあり

○政府参考人(松島浩道君) ただいまお話ございました、委員が我々に見せていただきました、これはグラノーラと一般名称で言うらしいということでございますけれども、シリアル的一种ということで、材料は輸入の燕麦、それからトウモロコシなどを中心に、米などの穀物に加えて蜂蜜や油脂などで味付けをしたシリアルということでございます。

上回る消費量になってございます。これはやはり、グラノーラは、いろいろな食品もございまして、食の簡便化志向という中で、消費が、出荷量が大変伸びているというふうに理解してござい

ただ、委員から、この中には米も入っているんだというお話がございましたが、このメーカーに確認しましたところ、原材料の中に占める米の割合というのは極めて少ないということで、なかなか米の消費拡大にはつながらないのではないかと考えてございまして、米の消費拡大につきま

○郡司彰君 終わります。

○平木大作君 公明党の平木大作でございます。本日は、私の方からは、農作物の鳥獣被害の対策について主にお伺いをしてまいりたいというふう

昨年末、農林水産省そして環境省が共同で抜本的な鳥獣捕獲強化対策、これを発表いたしました。報道によりますと、この野生鳥獣に対する視点がそもそももう変わったんじゃないかと、いわゆるこれまでの保護から捕獲に大転換を今果たしたと、このような評価もされているわけでございます。特に、この対策の中では、二ホンジカと

本日の質問の中では、ただ一方で、この鳥獣被害対策、いろんな現場を私もお伺いしますけれども、この手探り感から抜け出せないというか、なかなかうまく打開策が見当たらないという声もた

くさん聞いております。そういう意味では、今後十年間ということであり、まだ昨年の年末に発表したばかりでありますから、何か今成果としてどうなっているのかということよりも、むしろ初期点検、今の段階で、例えば軌道修正すべきところはすべき、また今後の方向感についてお伺いしておきたいというのが本日の質問の趣旨でございます。

この野生鳥獣による農作物被害、平成二十一年以降、もうずっと二百億円を超える水準、大変高いところで今推移をしているわけであり、この減る気配がない、こういった現状を受けて、平成二十四年三月にも、この農水委員会におきましても鳥獣被害防止特措法一部改正を行って、様々な施策を講じているところというふうに認識をしております。

この対策の中で、結局、この被害防止計画、ここを作成する市町村については、もう大分多くの市町村に実際に御参加いただいていると。鳥獣被害、大体今全国で一千五百ぐらいの市町村で見られるというふうに言われておりますけれども、その九割ぐらいはもう防止計画については作つたと。一方で、じゃ捕獲や追い払い、こういったところを中心になつて担つていくことが想定されている鳥獣被害対策実施隊、ここを設置した市町村というのは、この防止計画作つたところのまだ六割にとどまっているということでございます。

今後、これ、国としてのよう設置を促していくのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(松島浩道君) 委員御指摘のとおり、鳥獣被害が見られる市町村数が約千五百と言われているわけございますが、そのうち千四百におきまして鳥獣被害防止計画というものが作られておりまして、そのうち実施隊が設置されているのは八百六十四ということで、まだまだ全ての市町村で設置されているということではないという実態でございます。鳥獣被害の金額は、先ほど委員からございましたように、二百億を横ばいに

なっているということでございますし、また被害の態様を見ますと、より深刻化、広域化しているという実態もございます。

こういった中で、捕獲や追い払いなどの活動の中核を担う実施隊の設置を促進するということが大変大きな課題だというふうに私どもも認識しているところでございます。具体的には、その設置を促すために、現在、国の予算でわなやおりなどの捕獲資材の購入ですとか、それから侵入防止柵の整備については一定の支援をさせていただいておりますけれども、その支援のための財源となります鳥獣被害防止対策交付金といったものについて、その実施隊を設置している市町村に優先配分をするというような形で市町村の取組を促したり、それから市町村長の方々が参加する会議で、私どもも出向きまして、実施隊の有効性なり必要性を直接説明するというところで、実施隊の設置促進に取り組んでいるところでございます。

今後とも、この実施隊の必要性というのはますます高まってくると思いますので、残された市町村におきまして実施していただくよう、引き続き努力してまいりたいというふうに考えてございます。

○平木大作君 今、推進をどんどんしていただくというふうにお答えをいただきました。

私も地元千葉県で、実際ののくらしい実施隊、設置されているのか調べてもらいましたら、被害防止計画を作っている市町村というのは、千葉県内だけでも四十五に上ります。ところが、これ、今年の三月末のデータではあるんですけども、じゃ、対策実施隊、設置しているのは一体どれだけあったかと。三月末の時点で睦沢町のただ一つしかございませんでした。ちよつとこれは本当にひどいなど。

私も、しっかりとまた市町村の議会の皆様にも働きかけて推進していただきたいということを今思っているわけでありまして、この大きなギャップ、今、対策の中にもありましたけれど

も、やっぱりこの被害防止計画を作りますと、取組にあらずば、例えば柵を作つたりというところの予算がこれまでですと付いてしまった。今、お話の中では、ちゃんと実施隊をつくつているところから優先的にこれから今配分しているんだというお答えもいただきましたけれども、やっぱり実態を担うこの実施隊があるかどうかというのは、一つ大きな分水嶺じゃないかなというふうに思っております。

実施隊の要件ですとか農水省のプレスリリースも見ておりますと、実施隊員になるためには二つあります。一つが市町村の職員、もう一つが積極的に関与する者が見込まれる者と、この二つだけなんです。結局、一番最初に市町村の職員とあるわけですから、これやっぱり実際に各市町村で設置するとなつたら、まず自分たちがもうそもそも実施隊員になつて主体的に関与するべきじゃないかな。

実はハンズオンで全部やらなきゃいけないという意味では大変重荷なはずでありまして、そういうところも含めて、やっぱり一歩踏み込んで、市町村自身がしっかりとこの主体者になつて、獐友会任せにするのではなくて、やることをより国としても促していただきたい、このようにお願いをいたします。

この鳥獣被害対策の難しいところ、これ結局、やっぱり各地において、当然、自然環境も地理条件も全く違う、作っている農作物も違えば、被害を与えるという野生鳥獣の種類も全く違う。そういう中において、結局、一か所における成功例というものをほかに持ち込んで必ずしもうまくいくとは限らない。少なくとも、このタイプのおりを設置すればもう被害が全部ゼロになりますというようなことがあり得ないということでございます。

ただし、一方で今、これ日本農業新聞等でも盛んに特集組んでいただきました、各地のいろんな取組というのは今だんだん知られるようになってまいりました。こうする中で、結局、うまくいっ

ている地域においては、でも、取組に共通項みたいなものがやっぱりあるんだということが改めて分かってきたんじゃないかと思っております。

その一つが、やはり地域丸抱えで、もう地域全体でこの鳥獣被害に立ち向かっている、取組んでいるかどうかというのが一つ大きなポイントであるというふうに思っております。とりわけ、まさにその地域で被害に遭われている農業者の皆様がしっかりとこの対策に主体者となつて取組んでいるのかどうか、農業者の皆様あるいは農業団体の皆様との連携ということが不可欠であるというふうに思っております。

そこで、この被害防止計画及び鳥獣被害対策実施隊の活動において、地元の地域の農業者あるいは農業団体の皆様がどのように位置付けられているのか、御答弁をお願いいたします。

○副大臣(小泉昭男君) 先生御指摘のとおりでございます。今お話ししましたように多額な被害が出ています。それに対して、今御指摘ございましたけれども、農業者を始めとして地域が一体になつて取組むこと、これ極めて大事でございます。このためには、鳥獣被害防止特措法に基づきまして農林水産大臣が定める基本指針においては、被害の状況を的確に把握し得る市町村及び地域の農林漁業者が中心となつて、被害防止計画の策定や鳥獣被害対策実施隊の活動など被害対策に取り組む体制を構築することが必要と、こういうふうにお明記されているわけでありまして。

各地域の状況でございますが、一つには、農業者や農業者団体が被害防止計画の実行を、協議会の構成員や鳥獣被害対策実施隊員とともに参画すること、これも大事でございます。二つ目には、侵入防止柵の設置や鳥獣の追い払い等、先ほど話ございました被害防止活動を自ら実施してまいると、こういうことも大事でございます。

今後とも、市町村と地域の農業者、農業者団体の連携を推進をいたしまして、鳥獣被害軽減に向

けてしっかりと取り組んでまいりたい、このように考えております。

○平木大作君 やはり先進的な地域で、何で農業被害遭ってしまうのか、原因を結局探っていくと、例えば農家の庭先にある収穫しない柿が猿を呼び込んでしまっているのですとか、あるいは畑に放置されたままの野菜くず、こういったものが結局餌場になってむしろ鳥獣が増えてしまっている、こんな実態もあるというのが一つ一つ分かってきているわけでありまして、やはり地元で農業者の皆様、是非しっかりと巻き込む形で対策に取り組むよう一層の推進をお願いしたいというふうに思っております。

続きまして、狩猟者、実際に個体管理をするためにはしっかりと捕つていかなきゃいけないわけでありまして、この狩猟者の確保、育成についてお伺いをしたいと思います。

こは、今日、環境省に来ていただいているんですが、冒頭御紹介させていただいた抜本的な鳥獣捕獲強化対策、この中に幾つか具体策がうたわれておりまして、その中の一つが、農業高校の生徒ですとか、あるいは地域の若者の狩猟免許取得が可能になるように、わな猟及び網猟の免許取得年齢、現在二十歳以上というふうになっているわけですが、この引下げを検討するというふうにございました。

その後の検討状況を教えてくださいましてしょうか。

○政府参考人(小川晃範君) この農林水産省と環境省で共同で作成した抜本的な強化対策でございますけれども、この対策を進めるためには捕獲の担い手を確保することが非常に重要でございます。

御質問のありましたわな猟、網猟の年齢につきましては、先般の鳥獣法改正におきまして、網、わな、この狩猟免許の取得年齢を二十歳から十八歳に引き下げると、こういう法改正が行われたところでございます。これに基づきまして、現在改正法の施行に向けて準備を進めているところでござ

います。

これにより、実際に免許の取得者が増えるということが重要でございますので、これまで環境省としては、狩猟の魅力を伝える狩猟フォーラムというものを平成二十四年度は八か所、二十五年度は九か所、二十六年度、本年度は五か所で開催をしてきております。このフォーラムにはこれまで延べ数千人の方の御参加をいただいておりますけれども、若年層の方の参加がかなり多いということもござります。また、アンケートを取ったところ、狩猟免許をこれから取りたいという取得の意向を示された方がかなり大勢おられます。こういうことで、このフォーラムの効果が見込まれるのではないかとこのように考えております。

このような取組におきまして、環境省としては、地域の若者を始めとするこの捕獲の担い手の確保ということに取り組んでまいりたいと存じます。

○平木大作君 今、法改正を伴う免許の取得年齢のことでござるか、あるいは狩猟フォーラムについて御紹介いただきました。

この狩猟フォーラムのようなこと、大変有意義だと思っておりますが、一方で、狩猟フォーラムと銘打ちますと、当然、狩猟に関心がある方たちが集まってくるということでござります。もう一步、いわゆる裾野を広げる取組というものは是非取組んでいただきたいということをお願いいたします。

以前、私もこの委員会におきまして、農業高校あるいは大学で農学部を設置しているところで、いわゆる農業を専門に学んだ方たちの実に五％しか就農していないという問題を取り上げさせていただきました。これ、カリキュラムですとかそういうところに問題があるんじゃないかという指摘をそのときさせていただいたんですが、やはり、このわな猟、狩猟免許の中ではかなり敷居は低いようでありまして、といったも、取るためには、やはり猟友会の研修に参加したりですとか、そこそこしっかりと時間を割かなければいけない。であるのだったら、このカリキュラムの中

で、是非、農業に関心のある方たちがひとしくこの猟の魅力ですとかすればいいといったもの、こういったものにも触れる機会を是非、これ、文科省ですとか農水省と一緒に連携して取り組んでいただきたいということをお願いしたいと思っております。

このわな猟の免許取得、近年、受験者、合格者共に大きく増加しているというふうに私も認識をしております。ただ一方で、この免許取得者の知識や技術が追いついていないために想定していたような効果が得られていないというような指摘も一方でお伺いをいたしました。わな猟の免許に関しては、例えばある市町村で調べたところ、このくくりわな捕獲率、四割が全く掛からなかったというような結果があったというような御指摘もありました。

また、わなそのものではないんですけども、これ参考までに、柵です、防護柵についても同様の指摘がござります。この柵の設置、大半が柵の基本を分らないままに設置されているから十分な効果が得られていないんだと。要は、柵の裏表だとか上下間違えて設置してしまっているですとか、あるいは設置したら終わり、維持管理しなかったがためにあつたという間に破られてしまつて、こんなこともあるというふうにと伺っております。

そこで、こういったいわゆる免許の先、その先の施策、どうやって実際に知識ですとか技能を支援していくのか、これを是非御答弁をお願いしたいと思っております。

○政府参考人(松島浩道君) 委員御指摘のとおり、効果的に鳥獣被害を防止するためには、捕獲技術の向上や、それから鳥獣の種類や地形に応じたわな設置方法などの技術向上といったところが大変重要だということに考えてございます。

このため、農水省では、捕獲技術や侵入防止柵の設置方法などの専門知識や経験を持つ人を農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーというふうに任命しまして、今百七十名ほどおりますけれども、

こういった方々を被害に悩んでいる方々に紹介するという取組も行っております。

また、鳥獣ごとにそれぞれ捕獲方法が異なるということもござりますので、そういった捕獲方法や侵入防止柵の設置方法などをまとめたマニュアルを様々な鳥獣の種類ごとにいろいろ作っております。そういったものを現地に配布しているところ。

さらに、やはり実際に対面しているような技術を教えるということも大事でございますので、農水省自身も専門家を招いた研修会を開催していますし、地域の協議会がそういった研修会を開催する場合にはその経費の一部を支援すると、こういった形で、捕獲技術の向上ですとかそれから適切な柵の設置方法などについて現場で普及、定着するように努めているという状況にございます。

○平木大作君 ありがとうございます。

本当に、わなが実際に掛かるには本当に大変なことがあるというふうにいる私も今お伺いしております。これ結局、動物の習性まず分かった上で、今の季節だったらこの餌だとか、あるいは仕掛ける場所はここじゃないとやっぱりなかなか掛からない、獣道が分かっているという目だ、人間のにおいがわなに付いていっちゃうとそれも寄つてこないですとか、そういったところもあると。そうすると、今おっしゃっていただいたような、地域のそれこそ有名な人みたいな方たちからしっかりとやっぱり伝承、受け継いでいかなければ、ハードの、わなだけ買ってきたところで全く役に立たないということがよくよく私も分かっています。

そういったところ、今御紹介いただいたようなアドバイザーの登録ですとかマニュアルの作成、研修会、本当にすばらしい取組だと思っております。今後とも引き続きお願いをしたいと思います。

最後に、こういったいわゆる捕るところ、川上の部分と申しましようか、の対策も大事なわけですが、一方で、今の段階ではまだまだ川下の部分、つまりどう使うのかといったところが整備さ

れていないがために、ほとんどのものを埋設処分しているような状況がございます。やはり、この捕った動物に関しては大切に食べさせていただくという発想もしっかり活用していかなきやいけないんじゃないか。

ジビエの振興についてお伺いしたいと思えます。

今年、厚労省がジビエ料理の衛生管理指針をまとめまして、ちょうど今月の初旬から各都道府県にこれから通知をするというふうにお伺いしております。狩猟者ですとか食肉処理施設が守るべき指針の策定というのは本当に大きな一歩だというふうに考えているわけですが、一方で、ジビエ料理そのものの普及というのは大変まだ遅れているんじゃないかというふうに思っております。この点について、消費者の認知向上ですとかあるいは飲食店での調理法の開発普及、こういったことに農水省としてどう取り組まれるのか、御答弁をお願いいたします。

○副大臣(小泉昭男君) 先生御指摘のとおり、大変重要な部分だと思えます。

農林水産省といたしましては、鳥獣被害対策、これはもちろん対策を取らなきゃいけませんし、あと捕獲鳥獣の食肉処理工場、こういう加工場です、この設置については、今鳥獣被害防止総合対策交付金によりまして整備されている箇所は二十七か所、それと都道府県からの聞き取りによる施設の数も百四十六、今進んでおります。

当然、先生が御指摘のとおり、狩猟者と加工業者、外食事業者などの連携プレーが大事でございますから、この辺のところをしつかりと販路開拓などの取組を農水省としては支援していきたい、こういうふうにご考えております。

また、農水省として考えているのが、優良な取組に対する表彰ですね。これとか、あと日本ジビエ振興協議会と連携して行っている農林水産省の消費者の部屋というのがございまして、この中で調理方法などの展示、試食などの取組もしつかりと消費者に理解促進していきたい、こういうふう

うに思っております。

そして、何より大事なのは、これからジビエ料理の普及に向けまして、各県の協議会等と連携をすること、そしてしっかりとこれを取組を進めることだと、こういうふうにご認識をいたしております。

○平木大作君 ありがとうございます。時間が参りました。

私も、今日は鳥獣被害についてしっかりと伺いしようという思いで参りまして、先週末は北海道産のエゾシカを食べてまいりました。ただ、やっぱりまだまだ身近じゃない。やつぱりどうしても、フランス料理ですとか、ちよつとこういうわけの敷居が高いものが多いというのが実態でございます。

この十一月からは、またいろんなジビエバーガーですとかジビエカレーですとか、そういったものも町の中にだんだん出てくるというふうにお伺いをいたしました。こういうところも是非御支援、強力に進めていただきたいことをお願いして、私からの御質問とさせていただきます。

○山田太郎君 みんなの党の山田太郎でございます。

まず、大臣、大臣におかれては、就任早々、政党交付金始めとする政治資金で御子息の方からの買物をされたとか御親戚の会社から事務用品を大量に買われていたとか、また、御子息に政策秘書の勤務実態がないのではないかと、まあ違法性を問われるかどうかは別としても、やはり大臣、それから国会議員としてのモラルを問われるような局面が続いているかと思っております。

一方で、野党の我々の方も、国会で小さなことばかり聞かないでもっと政策の議論をしてほしいという声も確かにあります。やはり小事は大事なことわざもありです。小さなこともおろそかにしてはいけないというのが我が国の繁栄の基礎を築いてきた先人たちの教えだと、こういうふう

に伺ってみたいと、こういうふうにご思っております。

まず、大臣の政治資金についてでございますけれども、大臣の方は、十月十六日の本委員会の質疑で、私の農政連又は農協関係団体からの政治資金とかパーティー券の購入をこれまで受けたことがあるかということに対しては、政治資金については政治資金規正法にのっとり適正に処理してまいりましたと、こういう御答弁をいただきました。

そこで、私の方で大臣に関する政治団体、政党支部の自民党栃木県第二選挙区支部、それから資金管理団体の幸湖会の、これは選管で公開になっているものを平成二十二年から二十四年までの間で収支報告書と、平成二十四年の総選挙の選挙運動費用等収支報告書、さらには農政連の下部組織、団体の収支報告書などをいろいろ突き合わせて調べさせていただきました。その調査結果は、農林水産関連団体からの政治資金ということで、お手元の実質は資料に配らせていただいております。

まず、赤字の栃木県農政連、これは農政連、農協の政治団体でございますけれども、ここから二十万円、栃木県農政連の収支報告書には陣中見舞いというふうに記載されているようです。受取は自民党栃木県第二選挙区支部とされているんですが、この陣中見舞い、その自民党栃木県第二選挙区支部の収支報告には記載されていません。これは政治資金規正法に言う不記載又は虚偽記載に当たらないのかと。資料は昨日お渡ししていますから御確認いただいていると思っておりますので、御回答ください。

○国務大臣(西川公也君) この収支報告書への記載については、何度もチェックして万全を期してきただけでございます。しかし、それでもミスがあれば、事実を確認の上、収支報告書を訂正させていただきます。

そこで、今、山田委員から指摘がありました。これ全くそのとおりでございます、御指摘、む

しろ私の方からお礼を申し上げます。

本件については、記載すべき収入が記載されていなかったことが分かりましたので、直ちに収支報告書を訂正いたしました。支部から領収書を発行していることから分かりますと、これは単純ミスであったと私は思っております。

○山田太郎君 冒頭でも申し上げたんですが、先日の委員会では大臣の方は、政治資金については規正法にのっとり適正に処理してまいりましたと御答弁されております。本日にしっかりと調査されたのかと。

昨今いろいろなものが出てきておりますので、大変これは大臣にとっても不名誉なことかもしれないけれども、我々、一緒に政治を担っている国会議員としてもやはり影響は大きいことでもあります。小事もきちつとされるということをもう一度世の中に訴えるために、改めて大臣の政治資金収支報告書の不記載がこれ以上ないのかどうか、徹底的な再調査をしていただいて、後日委員会に報告していただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(西川公也君) 報告書については、政治資金規正法にのっとり適正に処理をしております。

そういう中で、私も何度も何度もチェックをしてきたのでありますが、この度記載漏れがあり、今日直させていただきますが、このような不名誉がないようにこれからも努力をしてまいります。

○山田太郎君 こんな問題ですと国会が審議がなかなか進まないということでは大変ですので、もうこれ以上は間違いないかと、こういうふうにご考えてよろしいでしょうか。

○国務大臣(西川公也君) 更にチェックを重ねて万全を期してまいりたいと考えております。

○山田太郎君 もう一つ、お手元の資料を見ていただきたいと思いますが、様々な農業団体から大臣の方は政治資金の方を受けていらっしゃるようです。こうした政治資金が、大臣就任前ですけれども

も、西川候補にまさに集まったと、この期待の大きさとというのはただならぬものがあるというふうにも思っております。

ただ、国民誰しも、政治資金やパーティー券の購入というのは何らかの期待を込めてお金の提供をする、そしてお金をもらった何かサービスをするんじゃないかと、こういうふうにいるのは普通だと思ふんですね。ましてや、大臣になって、お金をもらった農林水産関係者にサービスをしようと思えば、極端なこと、できる立場にもなったと、こういうことなんだと思ひます。ましてや、お金をもらっているのは業界団体ですから、見返りは政策であり予算と、こういうことにもなりかねない。お金をもらった業界に関する改革はこんな状態であるのかどうかといったところが非常に我々からしても危惧しているところであります。

そういう意味で、国民の誤解を受けないよう大臣の在任中は農林水産業団体から政治資金の受領やパーティー券は辞退されるべきではないかと。特に、今、西川大臣、一生懸命調べたといつてもまだまだ出てくるようですから、そういうことも踏まえて、是非その辺り、大臣ですし、今、農政転換期で物すごく大事な時期、国民の世論もしつかり支持を得なければ前に進まない、政治は前に進まないと思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(西川公也君) 農林水産大臣としましては、誤解を受けないよう、そして予算執行に限らず適正な職務遂行に進進してまいりたいと思ひております。また、寄附などを受け取った場合には、今後も政治資金規正法等にのっとり適正に処理してまいります。

いずれにいたしましても、寄附を受けたことによつて利益誘導を行うといったことはあり得ないと、こう考えております。

○山田太郎君 そのところが、ちょっとしつこいようですが、大事でありまして、確かに今の大臣規範では業界団体からの政治資金の辞退までは

求められていないんですが、この際そういうことがあつてもいいんじゃないかと思ひますが、大臣の御所見、もう一度伺えないでしょうか。

○国務大臣(西川公也君) 国民の疑惑を招かないよう大臣規範にのっとり身を律してまいります。

○山田太郎君 時間があるみせんで、政治資金の問題はまた後日取り上げる機会があつたららせていただきますと思ひます。

さて、大きな方の話でありますけれども、昨今の今頃になりますけれども、先ほど話題にもなりました農地中間管理機構法案の件について少し質疑を進めていきたいと思ひております。

大変な膨大な予算を充てて、農地中間管理機構法案、臨時国会で昨年通つたわけでありますが、そのとき我が党としては、その予算の積算根拠、それから本当に実現性があるかどうかと、こういうことを含めて実は反対の立場をさせていた

きました。ただ、委員会も含めて本会議では賛成多数となり可決されて今に至つているところであります。

そこで、これは安倍政権にとつても農政の大事な政策でありますので、今どうなつてい

るのかというのを今回の一般質疑に合せていろいろと調べさせていただきまして、それで、農水省さんに今どういう状況なのかということを調べていただきまして、ちよつと三週間ぐらい掛かつて大変だったんですが、その結果がお手元の二枚目の紙でございます。ちよつと見ていただきたいと思ひますが。

まず、農地中間管理機構、今年の八月末の段階で東京都以外四十六都道府県に設置されているようでございます。八月末の段階で、機構による農地の借受け面積、それから農地の整備状況、土地の貸付面積は資料のとおりということでありまして、特に赤でフォークラスしているところを見ていただきたいんですが、借受け面積は五百五十二ヘクタール、機構による農地の整備状況、これは耕作放棄地等は整備をしながら農地にするというこ

とでありましたので、それについてはないと。それから、機構から農地の貸付け状況は、貸付け面積五百六ヘクタールだということでありまして、農水省さんから資料をいただきましたのでデータはこのとおりだと思ひますが、問題は、予算を付けるに当たつて、初年度十五万ヘクタールをやりますと。十五万ヘクタールの農地を借り受ける予定になつてい

るということ、予算措置もそれを前提にした金額であると思ふんですが、法律施行半年たつたわけでありまして、実際は約五百ヘクタールぐらしか借りられていないんですね。これで本

当に予定どおり十五万ヘクタールやれるのかどうか、大変心配でもあるんですが、大臣、教えていただけないでしょうか。

○国務大臣(西川公也君) 御承知のとおり、補正と本予算と組んで、これを積極的に行くと、こういうことでやつてきました。これから本格化してくるだろうと、こう思つておりますし、今まで農繁期でもあり、なかなか接触が十分でなかつたと、こういう面もあつたかと思ひますが、私どもは十五万ヘクタールの目標を掲げておりますので、これを達成すべく最大限の努力を図つてまいります。

○山田太郎君 先ほど関連で郡司委員の方からも、米の価格が上がらない、それで米農家をやめようか、そういうものと政策がまさに一致しているんではないかというちよつとがうつたような質問もされたんですが、本

当に、じゃどうなつてい

るのかということ、今直近、県別の資料を実は私の手元にいただきました。五百五十二ヘクタールの借入れ面積のうち、実は半分は北海道なんです。大規模にやつてい

るところから半分借り上げて、本

当に政策目標としてどうなのかと。その他、実際にできているところは山口県、これ、さすがに前大臣の御地元だったのかなというふう

に思ひますが、百五十四ヘクタールだそうでありまして、もちろん桁が全然違いますので、これを足し上げて

も大した数にならないんです

が、あとは兵庫で三十八ヘクタール、新潟では三十五ヘクタール、岩手三十六ヘクタールと、あと一桁ヘクタールぐら

いということでありまして、ほとんどが、県で実施、執行されているのかどうかというところは疑問にも思ふところでありま

す。

農繁期なのでできませんというふうな、実は農水省さんの御回答も事前にいただいていたんですが、であれば、やつてい

る県があるのは何でなんだろうと、こういうことにもなるわけでありまして、こういうことを見ると、私自身も、むしろ要するに補正予算を確保して、使

いもしないのに都道府県に基金として二百九十億円ばらまいたんじゃないかと、こ

ういうふうにもうがうつた見方できると思ふんですが、ちよつとこの辺り、大臣の方からも、一

体どういうことなのか、御答弁いただけますでしょうか。

○国務大臣(西川公也君) 御指摘のように、金額の割には仕事の進み具合が遅かつた

と、こういうことは御指摘がされるかと思ひます。

そこで、県単位でこれ基金として積んでいま

す。しかし、しつかり予算付けがあるんだとい

うことも、これから事業進捗に大きな力になつてくると私は考えておりまして、今、貸したいと、こ

ういう人の希望もたくさんありまして、目標は実現できるように最大限の努力をしていきたいと、こ

う考えています。

○山田太郎君 実は、耕作放棄地のうち耕作可能面積が大体十五万ヘクタール前後と言われていま

すので、これを無理くり充てて政策目標を達成し

ちゃうんじゃないかと私もうがうつた見方をしてい

るんですけれども、そんなことがないようになつ

たり大臣の方にはやつていただきたいんですが、ただ、そう

なつてくると、来年度予算、これから議論になると思ひますが、概算要求でも五百七十

六億円を更に要求しているんですね。これもどうかと思ひますが、本年度末になつても、もし十五

これはどうしてかという、多分、大臣が責任を取ると言われないと、農水省さん、それから都道府県の現場も一生懸命やらないと思うんですね。これは本当に安倍政権にとっても農政の最大のいわゆる政策の一つでありますから、やるならきちっとやっていただきたい、こういうふうに思うんですけれども、大臣、その辺はいかがでしょう。

○国務大臣(西川公也君) 私どもは最大の課題のうちのひとつだと、こう思っています。

それで、十五万ヘクタールを目標にしておりますが、今希望が出ておる借受け希望、二十三万ヘクタールが出ています。これが確実に実を結んでいけば十五万を達成できていけると。こういう数字ではありますけれども、いずれにしましても、収穫期が終わり、農地の利用調整が進めやすい時期になってきましたので、この目標達成に向かって全力を挙げて努力してまいります。

○山田太郎君 今大臣の方から、借受け希望が二十三万ヘクタールあると。これも初めて聞いて驚いたんですが、それでは貸付希望はどれくらいあるのか。そのギャップを埋めるために、この半年の間、工程とか施策というのは当然あるというふうに考えておりますが、その辺り、大臣いかがでしょうか。

○国務大臣(西川公也君) まず、受け手があつて、今は貸したいという人もたくさんあるわけですから、とにかく借りてくれる人がいない限りや実際に耕作につながりません。そういう意味で、私どもはまず借受けの希望者を調べてみたところ、こういうことでありまして、これから当然、貸したいと、こういう希望者についても状況を把握して、各県のこの農地中間管理機構の皆さんとともにこの仕事を進めていきたいと考えています。

○山田太郎君 残念ながら、今の農政に失望をして農地を出したい人が殺到している。でも、その農地を借り受けてやりたいという人は本当にいるのかどうか、こんなうがった見方もできるん

じゃないかと思いますが、今私が質問しましたようにそのギャップをどう埋めるかということが最大の政策のポイントだと思いますが、もう一度伺います。

その辺りの政策、どんなポイントがあるのか、一つでも二つでも三つでも教えていただきたい。もしそれができなかった場合に、大臣の責任、別

に大臣の責任だけを問いたいわけじゃありません。安倍政権の真剣度を伺うためにも、そこ

から始めなければ、農水省さん、都道府県一体となつてこの政策、絶対に成功しないと思

いますが、もう一度伺いたいと思います。

○国務大臣(西川公也君) 四十七都道府県で今四十六の管理機構ができています。そこで最も進んでいるのが、私どもは鹿児島県の仕組みは非常にうまく、あつ、熊本県ですか、失礼しました、熊本県です。これ間違つたら大変なこと、熊本

の皆さんは大変熱心なやってくれておりまして、これを全国に今知らしめています。なかなか新しいことでもありますから、先進地の事例を早く知

れると。それがなけりゃほかの県でも最初の取組が、動き出しが時間掛かると思いますが、私どもはこの優良事例を全国に分かつていただい

て、努力を重ねていきたいと、こう考えています。

○山田太郎君 確かに熊本県は六・三ヘクタール上がつておりますので、桁が違つていと思

いますが、ここの一億円、各県よりも割と多い形で予算が配付されております。これ、無駄にならないようにや

っていただきたいと思つております。

まさに、平成二十六年予算と合わせると、約六

百億円の国費が基金として都道府県に積み立てられて

います。どうも農水省さん、ALICさんの

特会の方でも指摘したんですが、使ひもしないの

にお金をため込む癖があるのかなという気がして

おりまして、やっぱり我々、私、民間出身ですけ

れども、お金は流れて価値がありますし、大切な

元は全て税金でありますから、是非、これは安倍

政権としても大事な施策でもありますし、国民の

大切な税金が投入をされて、そのお金も既に都道

府県の向こう側に行つていくわけですから、これがどんな基金として現金でたまつていくよとい

う異常事態を招かないようにやっていただきたいと。

今日は残念ながら大臣の責任について聞けな

かつたんですが、改めてまた、引き続きこの問題

やつていきたいと思います。

時間になりましたので、私の質疑、これぐらい

にしたいと思つています。ありがとうございました。

○儀間光男君 維新の党の儀間でございます。

これから質問する予定のものは鉱物資源やサン

ゴのことで、ひよつとすると本委員会と関係ない

のかもしれないという疑問があるかも知れませ

んが、全て海洋にまつることになりますから、

あえて御理解を賜つて質問させていただきます

と思います。

さて、我が国は余り鉱物資源に恵まれていない

ため、今日でも鉱物資源の多くは外国に頼つて

いるところでもあります。しかし、昨今、我が国の領

海あるいはEEZ内で豊富な海底資源の存在が確

認をされております。その開発いかんによつて

は、我が国の発展はもとより、エネルギー政策に

革命的なインパクトが与えられるだろうというふ

うに思つております。したがつて、海底資源の開

発は国家の最重要プロジェクトとして位置付け、

積極的に取り組むべきであり、その観点からの質

問をさせていただきたいと思つています。

お分かりのように、我が国は世界で第四位のエ

ネルギー消費国と言われております。しかし、自

給率はたつたの四〇前後、主要なエネルギー源で

ある石油は九〇％が輸入に頼つています。そのため

に、石油産地の政情によつては、あるいは国際の

情勢によつては常に左右をされるリスクを負ひ、

エネルギー資源の安定供給が脅かされるというよ

うな状況にあるのが事実であります。

私が申し上げました我が国の領海や排他的水域

内には、石油、天然ガスを含めて、メタンハイド

レート、銅、亜鉛、金、銀、レアメタルなどなど

様々な資源があることが調査によつて判明をいた

しております。鉱物資源に乏しい我が国にとつて

は大いに期待のできるものであり、政府の積極的

な取組に期待を寄せるものであります。

そこで、政府は、いろんな経過はあつたと思

うんですが、平成二十五年四月に海洋エネルギー

・鉱物資源開発計画の見直しを行つております。そ

こで、質問に入るんですが、もし我が国がメタン

ハイドレートの開発を商業ベースにのせることが

できますと、我が国のエネルギー政策はまさに先

ほど言つたように革命的な変化が起き、大いに経

済貢献するものだと思います。

そこで、質問でございますが、海洋エネル

ギー・鉱物資源開発計画の見直しの理由の一つと

している近隣諸国との海洋権益をめぐる国際情勢

とは、どの国とどのような関わりが生じているの

か、あるいは生じていないのか。メタンハイド

レートの開発にいかなる問題や課題があり、メタ

ンハイドレートを実用化するまでに何年ぐらいを

目標として持つていらつしやるのか。さらには、

海洋エネルギー・鉱物資源を開発するに当たつて

の課題を克服するには、政府主導による技術革

新、頭脳の集積、人材の育成、情報の一元化、予

算措置等々を始め各省庁間の密接な連携が必要と

されていると考えますが、この点についても状況

を開きたいと思つています。さらには、探掘技術

を早急に確立することが肝要だと思つています。探掘技

術の進捗状況、あるいはその課題を含め技術はど

の辺まで確立されているのか、併せてお尋ねをし

たいと思つています。

○政府参考人(住田孝之君) 鉱物資源に関する御

質問でございますけれども、御指摘のとおり、我

が国の周辺の海洋にいろんなものが存在をしてお

りまして、これらを開発することができれば非常

にエネルギー政策、資源政策上大きな意味がある

というふうに考えておりますので、私ども積極的

に取り組んでおるところでございます。

御指摘のございました海洋エネルギー・鉱物資

源開発計画の見直しの理由の一つでございます近

隣諸国との海洋権益をめぐる国際情勢でございま

すけれども、こちらにつきましては海洋基本計画にも書かれておるわけでございますが、我が国の同意を得ないような外国船舶による海洋の調査といったようなものを念頭に置いたものでござい

また、次に御指摘のございましたメタンハイドレートでございますけれども、メタンハイドレート、幾つかの種類がございしますが、一つは砂に混じっているようなものでございしますが、砂層型のメタンハイドレートにつきましては、昨年の三月に海洋では世界で初めてとなります生産実験を渥美半島から志摩半島の沖合において行ったところでございます。今後、長期的にかつ安定的に生産をしていくためにいろんな技術開発が必要でござい

したがいまして、今回、昨年の生産実験の結果をよく検証しておるところでございますが、そこから出てまいっております一つの課題を乗り越えまして、平成三十年度をめどに商業化のための基盤となるような技術についての整備をし、その後、平成三十年度の後半には民間主導での商業化のプロジェクトが開始されるように様々な技術開発、これは主にコスト低減などが重要でござい

一方、海底面の近いところにはございます表層型のメタンハイドレート、これは主に日本海側にござい

また、先ほど御指摘のございました様々な資源、海底熱水鉱床と呼ばれているような、海底のところから噴き上がってくるようなものがござい

あると言われておりますので、平成二十七年年度までに資源量の調査を沖縄海域でしっかりとやっていくということ、それから、平成二十九年度までには、海底の鉱石を掘る採鉱、それから掘った鉱石を引揚げてくる揚鉱というのを組み合わせたパイロット試験を実施するというものにしておりま

〇儀間光男君 今多くのことを語られましたが、海洋エネルギー・鉱物資源開発計画の見直し、含

〇政府参考人(下川眞樹太君) ただいま御指摘の

海上保安庁において、久米島北約百五十七キロメートルの我が国排他的経済水域において、我が国の事前の同意を得ない調査を行っている可能性があるということを同庁の哨戒機が確認したため警告をしたものでございます。

〇儀間光男君 なぜこれを言うかというと、平時で、普通で、ふだんであれぐらい平気でやるんです。我が国が再三四回どんなに警告をしても、

〇儀間光男君 なぜこれを言うかというと、平時で、普通で、ふだんであれぐらい平気でやるんです。我が国が再三四回どんなに警告をしても、

〇儀間光男君 なぜこれを言うかというと、平時で、普通で、ふだんであれぐらい平気でやるんです。我が国が再三四回どんなに警告をしても、

〇儀間光男君 なぜこれを言うかというと、平時で、普通で、ふだんであれぐらい平気でやるんです。我が国が再三四回どんなに警告をしても、

〇儀間光男君 なぜこれを言うかというと、平時で、普通で、ふだんであれぐらい平気でやるんです。我が国が再三四回どんなに警告をしても、

〇儀間光男君 なぜこれを言うかというと、平時で、普通で、ふだんであれぐらい平気でやるんです。我が国が再三四回どんなに警告をしても、

〇儀間光男君 なぜこれを言うかというと、平時で、普通で、ふだんであれぐらい平気でやるんです。我が国が再三四回どんなに警告をしても、

です。ところが、皆さん、大した反応しない。通り一遍の答弁をして、大変だ、国益を損することであるということの危機管理という危機認識がなかったように思えてならぬですね。その結果があ

〇儀間光男君 なぜこれを言うかというと、平時で、普通で、ふだんであれぐらい平気でやるんです。我が国が再三四回どんなに警告をしても、

〇儀間光男君 なぜこれを言うかというと、平時で、普通で、ふだんであれぐらい平気でやるんです。我が国が再三四回どんなに警告をしても、

〇儀間光男君 なぜこれを言うかというと、平時で、普通で、ふだんであれぐらい平気でやるんです。我が国が再三四回どんなに警告をしても、

〇儀間光男君 なぜこれを言うかというと、平時で、普通で、ふだんであれぐらい平気でやるんです。我が国が再三四回どんなに警告をしても、

〇儀間光男君 なぜこれを言うかというと、平時で、普通で、ふだんであれぐらい平気でやるんです。我が国が再三四回どんなに警告をしても、

〇儀間光男君 なぜこれを言うかというと、平時で、普通で、ふだんであれぐらい平気でやるんです。我が国が再三四回どんなに警告をしても、

〇儀間光男君 なぜこれを言うかというと、平時で、普通で、ふだんであれぐらい平気でやるんです。我が国が再三四回どんなに警告をしても、

というのは瀬の状態になっておつて、ここは魚類にとつても重要な生息場所でありますので、これによつてサンゴが損なわれると生息環境にも悪影響を及ぼすといったような認識ではあります。

ただ、御指摘のように、この海域というのは百メートルとか二百メートルぐらいの水深でございます。これについては、特殊なやはり調査船調査艇のようなものを用いないとその影響については把握できないという状況でございます。残念ながら、今私どもとして正確な情報を持ち合わせるといふ状況ではございません。

この海域につきまして、昨年四月からサンゴ船が出発を始めて、昨年十月から十一月にかけては二百隻を超えるサンゴ船が押し寄せてまいつて、先生からも何度も御指摘をいただいております。私どもとして、一定の拿捕、追い払い等を行いなから、中国に対してはそこで撮った写真を提供するような形で現地でも取り締まっていたく、そのような体制を整え、今年も日中漁業共同委員会で話し合いをする、そのようなやささの小笠原での出来事である、そんな状況になっておるところでございます。

○儀間光男君　こういうことは、実効あらしめるということではないと駄目なんです。しかも、法治国家で、日中漁業協定があつて自由に航行できるようになっている、中国船がね。ところが、我が方の国内法を適用できませんから、条約ですから、我が方が臨検やその他をやることはなかなか難しい。

ところが、中国の当局はできるわけですね。できない、中国当局は自分の船もできないんですか。それじゃ、ここは野放しじゃないですか。無法地帯じゃないですか。違法操業、違法航行、誰がどつちでどう取り締まるんですか。

○政府参考人(本川一善君)　北緯二十七度以南の日中漁業協定の水域につきましては、両国政府がそれぞれ漁業関係法令を適用しないということを決めておりますので、残念ながら、私どもの取締り船が漁業を行う中国の船を取り締まるというこ

とはできない状態になっております。

それから、この海域については我が国の排他的経済水域でございますので、ここで中国の公船に公権力行使していただくということもできない水域になっておりまして、まさにそのような、御指摘のような水域になっているわけでございます。

ただ、この海域につきましては、その資源の状態も含めて、日中漁業共同委員会というところでその資源の在り方とか管理の在り方を議論するということが日中漁業協定上なっておりますので、その共同委員会の場を通じて、先ほど申し上げたような、私どもが撮った写真を先方に提供して先方が中国本土で取り締まるなど、そういうような共同で取り締まっていく体制づくりについて、これまでも話し合いを進めてきておりますし、これからも積み重ねていきたいと考えておるところでございます。

○儀間光男君　先人のことわざに、アリの一穴は堤防を破壊すると言つています。今、アリの一穴じゃなくなつたんですね。

このサンゴ、アカサングの生息する場所は、しかも島から二、三キロ、四、五キロ、リーフがあつて、領海内なんです。そこで、小笠原や伊豆大島や、今沖縄の現状を見ると、これ領海侵犯どころか侵略ですよ。しかも、我が方の取り締まる海保の船、水産庁の船、尖閣諸島の問題もあつて、中国の陽動作戦と思われるぐらいの、組織的な動きじゃないかと思われるぐらいになって、警備する手はずが少ないんです。その中でこんなことをやられて、もう侵略ですよ。自衛隊出せと言いたくなるぐらいです。そうじゃないと、海保、警察、水産庁、なかなか手に負えない。手に負える相手でもない。もつと深読みをすると、ひよつとすると本当に組織的な日本の防衛体制を見て、そういう調査が二百何十隻でやっていると

るんじゃないかと、試しにやっていると、いかんかというところまで疑いたくなるような現状なんです。

ですから、外務省、条約は条約で大事ですが、その実効の上がるような、国益を損なわないようなことをしなければ、協議をしたつて実効は上がつてこない。いつまで協議して、いつまでも実効上がらぬうちに侵略されて占拠されて終わるじゃないですか。

外務省、その辺、日中協定は今更なるわけにいかぬと言ふんですが、国際法、国際の場に出ていつてもこれを排除していかなければならない、守らせていかなければならないと思ふんですが、決意のほどをお伺いしたいと思います。

○政府参考人(本川一善君)　沖縄の海域と、今お話がございました小笠原の海域につきましては、明らかに相違がございます。御指摘あつたように、沖縄の海域については日中漁業協定の海域でございますので、相互に漁業関係法令を適用しないということになっておりますが、小笠原の海域というのは明らかに私どもの領海であり、排他的経済水域でございますので、その状況は全く違うということでございます。

小笠原の問題については、いろいろ課題もございしますが、今、政府挙げて、中で議論をしながら、早急に何らかの対応を検討しておるといったような状況でございます。

○政府参考人(下川眞樹太君)　小笠原周辺海域を含みます我が国の領海、そして排他的経済水域での法執行につきましてはただいま水産庁長官からお話があつたとおりでございます。我々連携を強めまして取組をしていきたいと思つております。

それと同時に、これら海域におけます中国側の行動に対しては、我々も外交ルートを通じて強く抗議をし、再発防止、予防等について申入れを行つておるところでございます。

もう一つ、先生から御質問のありました、日中漁業協定の適用がある水域についての御質問でございますけれども、確かにこの協定や所管の在り方について様々な御意見があることは承知しておりますところでございますけれども、現行の枠組みを

全面的に見直すことにつきましては、当該海域における新たな秩序の在り方について日中双方で合意ができない場合に、かえつて現場の海域の安全を損なうおそれもありますので、そういうことも踏まえながら、我が国の国益を総合的に勘案しながら慎重に判断する必要があるというふうに考えております。

ただ、先ほど水産庁長官からもお話しいただきましたように、日中漁業委員会の枠組み、この枠組みを活用しながら、共同しながら、どういふことがやっていると、共同しながら、どういふことについてしっかりと連携して取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○委員長(山田俊男君)　儀間先生、時間が来ておりますので。

○儀間光男君　はい、分かりました。一言申し上げて終わりたいと思ひますが、要するに、沖縄近海は治外法権をつくつた。安保条約と一緒に。中国に対して治外法権を設けた。そんなことではないんですか。良くないと思ひますから、また引き続き、どこかの場でさせていただきます。ありがとうございます。

○委員長(山田俊男君)　この際、委員の異動について御報告いたします。

本日、山口那津男君が委員を辞任され、その補欠として新妻秀規君が選任されました。

○紙智子君　日本共産党の紙智子でございます。

〔委員長退席、理事野村哲郎君着席〕

まず、米価下落対策について質問いたします。前回の私の質問に対して大臣は、十月末の作況を見て対策を出すということで答弁をされました。その後、三十日に農水省が、一四年度産米の産地と米の卸間の取引価格である相対取引価格を発表しましたが、これ、九月の全銘柄平均価格で六十キロ当たり一万二千四百八十一円と、二〇〇六年以降最安値になっています。

J A全農が二千万から三千万下落しているという中で、これ実勢の取引も同じ水準に引下げとなったことです。スパーなどの小売の安値競争に、今後は更に下落、農家は悲鳴、作るほど赤字ということが報道されています。

西川大臣は、概算金はいずれ追加払いがあるというふうに言われますけれども、相対取引価格は既に前年比で一六・一％下がっているわけですね。この追加払いで前年並みに戻すのか、一体どういうふうに対策を取るんでしょうか。

○国務大臣(西川公也君) 追加払いは、これから農協が取引の状況を見てから決めていくと、こういうお金であるわけでありまして、こちらも下がっていることは事実である、こう受け止めております。今後、米の需要の動向がどういう状況になるかわかりませんが、今の状況では米価が持ち直すかどうかというのは予測し難い、こう考えています。

○紙智子君 予測し難いという話なんですけれども、私は、やっぱり緊急に今、対策は必要だということをも申し上げました。

〔理事野村哲郎君退席、委員長着席〕

小売とこの卸の取引で下がった価格を回復させていけるのかどうかという保証がない話です。ね、今の話は、大臣は、状況を見て、最終的に取量を、十二月末ですか、めどに確定していくんだということは何かの折に言われていきますけれども、そんな悠長なことをやっていたら大変ですよ。だって、農家は年内に支払があるわけですから。その状況の中で何も手を打たないというのは、十二月末では遅過ぎるわけですよ。

ですから、やっぱり生産者としては一日も早くこれに対して見通しを示してほしいと思っているわけで、これに因應するべきではありませんか、農水省として。

○国務大臣(西川公也君) 先ほども申し上げました。今の米の需給の安定のためには飼料米に向かつてもらいますと、こういうメッセージを発信しながら今後の問題をやっていきますが、今年の

米価の下げにはそれは通じないわけでありまして、現在のところは、収入減少影響緩和対策、あるいはナラシに入っていない人にも半額支払うと、この制度でやっていきたいと思いますが、あとは、七千五百円の早期支払、ほかは何ができるかということにつきまして、先ほども申し上げましたが、与党でも様々な議論をしていただいているところでありまして。

私もとしては、この議論を受け止め、現場の声にも耳を傾け、適切に対応していく考えであります。

○紙智子君 ナラシの前倒しとかその他もろもろということ、そのほか何ができるかというのはこの後また出すということではあるんですけども、やっぱり価格が下がっているこの現状の中で、J Aとか自治体なんかも待てないものですか、独自の支援をもうやってきているわけですかね。石川県でいうと、J A小松で六十キロ当たり六百円の助成を、島根の出雲、J Aいずもですね、これも集荷量の増加で三十キロ当たり三百五十円の奨励金を出すと、独自の支援をやっているわけですか。自治体も引き続きやっていると出でてきています。

そういう努力に対して、やっぱり国として、私はずっと言ってきました、市場を隔離してちゃんと買取りをするとか、とにかく早く、早く国として打ち出すべきだと。この状態で放置すれば、やっぱり来年以降の担い手自身もどんどん減っていくということになりかねない状況なんだということも認識すべきだということを申し上げておきたいと思っています。

それで、次に移りますけれども、前回に引き続いて、大臣の政治倫理問題について質問したいと思っています。

大臣の政治献金の問題はマスコミも一斉に取り上げています。衆議院で安倍総理は、予算委員会の際にいろいろ質問をされて、しっかりと説明すべきだと指示したというふうに言われています。十分に説明が理解できないということで御指摘が

あればそれに誠実に答えていくのは当然の責務なんだということで、閣僚の説明責任も強調されています。ですから、十分な説明をいただけるものというふうに、それを前提として質問したいわけです。

安愚楽牧場からの政治献金について、大臣は返却したというふうに言われていますけれども、いつ、どなたに返却したのかということです。当該会社は二〇一一年の八月に倒産していると。被害総額が四千二百七億六千七百万円。本来は、あなたが受け取っていた政治資金というのは、これ、被害者に返却する性格のものなわけです。ですから、いつどなたに返却をされたのかということをも明らかにしていただきたいと思っています。

○国務大臣(西川公也君) 安愚楽牧場への返金につきましては、二〇一二年の十二月以降、資料により安愚楽牧場からの献金をいただいていることが確認できました。確認以降、返金を行っております。

いつ誰に返金したかと、こういうことでありますから申し上げますが、二〇一二年の十二月には破産管財人に対して返金をいたしました。清算手続が完了した後に見付かった献金については、弁護士に相談の上、処理を委託して返金額を支払っております。

○紙智子君 今大臣は破産管財人に返金をされたということなんですけれども、しかし、このあぐら被害の会で弁護に当たった弁護団の方に連絡を取りましたけれども、大臣からの返金は一切ないと、届いていないというふうに言われているわけです。

それで、お返しになったと言うのであれば、やっぱりそれに対する証拠がなければ国民は納得しないわけですから、領収書なり、是非当委員会に提出すべきだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○国務大臣(西川公也君) 収支報告書で全て説明をしております。二〇一二年の方は当然であります。その後返金した残額については来年度の収支

報告書で、今年の方です。載ってまいります。

○紙智子君 受け取っていないという発言があったということでありまして、それが返したということであれば、当然、領収書という形で発行されているわけですから、是非出していただきたい。もう一度お願いします。

○国務大臣(西川公也君) 私は政治資金規正法のつくり処理をしてきたところでありまして、報告書にも当然二〇一二年の分は入っていると思います。それから、その後の返金については今年の収支報告書に載ってまいります。

○紙智子君 今の御答弁では納得、国民は誰もできないと思います。やっぱり証拠がないと、それで処理されたと言われても、ちゃんと領収書なりがなければこれは確認できないわけですから、これ、委員長、当委員会として提出を求めています。きたいというふうに思います。

○委員長(山田俊男君) ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議いたします。

○紙智子君 次に、大臣の御長男が安愚楽牧場の顧問をされていたことについて、大臣は労働の対価としての報酬だから問題ないというふうにおっしゃっていましたが、当時、御長男はN A企画の社長でもあったわけで、一体、じゃ、どういう労働形態だったのか。労働されたのか、そして、そのときの顧問料なり幾ら受け取っているのか、それについても本来であれば被害者の会に返金することが必要だと思うんですけども、これは返金する考えはないのかどうかということも明らかにしていただきたいと思っています。

○国務大臣(西川公也君) 長男のことであります。これは別人格であります。そして、安愚楽牧場における具体的な仕事の内容や報酬については、私は把握しておりません。勤務実態があったことは確かだと、こういうことで受け止めております。長男が私の落選中に生活のために労働し、その対価として報酬を受けていたものであり、報酬の返還の必要はないものと理解しております。

○紙智子君 今の御答弁もやはりちよつと納得で

きないなど。別人格という話と、それから実際に長男がどうであったかということは把握していないということなんですけれども、これもやっぱり疑問は解けないというふうに思うわけです。

それで、今お聞きしたことは本当に疑いが解けないわけですが、最初にも言いましたように、総理もやはりきちっと説明責任を果たすように指示をしたというふうに言われているわけで、今の説明ではやっぱり納得できないということです。返還したのであれば、きちっと証拠となるものを提出すべきだということを改めて申し上げておきたいと思えます。

それから、今大臣の政治倫理上の問題としてマスコミが取り上げているのは、この安愚楽牧場の問題だけではありません。政治資金の使い方にも言及をされていると。私も大臣の資金管理団体の幸湖会の政治資金収支報告書を拝見させていただきまして、そこで疑問に感じた点がありますので、お伺いします。

この幸湖会の収支報告書で見ますと、二〇〇七年、二〇〇八年には全く計上されていない支出項目がお土産代なんです。ところが、二〇〇九年になって急にこの土産物代が支出項目に計上されているわけです。皆さんも御承知のように、二〇〇九年というのは七月に総選挙がありました。それに向けてお土産をお配りしたのではないかというふうな疑問が湧いてくるわけです。

お配りした資料、今日配っていますけれども、二〇〇九年の幸湖会の政治資金報告書から土産物代というところを抜き出したものです。総額で大体七十七万円ほどあるんですけれども、この土産物代を購入したところというのは、銀座和光とか日本橋の三越とか、それからホテルニューオータニとか一流のところで購入されているんですけれども、一体何を購入をされ、誰にお土産を渡したのかと、そして、なぜ二〇〇九年になってこの支出項目にお土産代が計上されることになったのか、明らかにしていただきたいと思えます。

○国務大臣(西川公也君) お土産でありますけれども、公職選挙法等の関係法令にのっとり、選挙区外のお世話になった方にお渡しするため適宜購入しております。相手の方との関係を考えながら適切な品物を選んで、その都度購入しております。

○紙智子君 今選挙区外というふうにおっしゃったんですけど、それが本当にそうかどうかということも、これまた証拠がないと分からないわけで、選挙区内の人でもしかしていたんじゃないかということもありますし、それから、今お答えになっていないんですけれども、二〇〇九年になってこれにわかに項目が出てくるということについてはどうしてなんですか。

○国務大臣(西川公也君) 私も東京と栃木を往復していましたが、選挙は大変な状況でございまして、結果も大変でありましたけど、そういうこともありまして、応援してくれている皆さんに常々、東京へ来ては、上京の際にはお土産を配りながら私の御支援もお願いしたり事情を分かち合ってもらった努力をしてきたと、こういうことでございまして。

○紙智子君 そうすると、二〇〇九年から出てきたというのは、選挙だということで県外の方にお願いをしてきたということなんですか。

○国務大臣(西川公也君) 私は常々お土産等を購入してしております。そういうことで、今でも同じような状況で何かあればお土産を、東京で懇談会があるたびにお土産等も配らせていただいております。通常のお付き合いの中に配らせていただいたと、こういうことでございます。

○紙智子君 やっぱ疑問が解けなくて、であれば、どうして二〇〇九年からだけなのかなというのが解けませんし、それから、やっぱり県外というふうには言われても、県内はいなかったのかなという疑問は払拭できないわけですね。

もう一言どうでしょう、それについて。

○国務大臣(西川公也君) これは、贈物をしたのに誰のところへ何を持っていたというのは公表できませんね。これはどなたも同じだと思います。私は、この贈答品、お土産等については、政治家になって以来、こういうことでお願いするのきの御挨拶のときには贈答品を贈ることが一般的にやっていたことでございます。

○紙智子君 なかなかよつと疑問が吹っ切れないわけですが、さらに二〇一〇年から、先ほど紹介された御長男が社長をされているNA企画から土産物を購入入されているわけですね。この土産物購入は、政治資金がNA企画に入っているということにもなるわけですが、一体どういう土産物を購入入されて、どなたにお渡ししたのかということもお聞きしたいと思えます。

この土産物の問題というのはやっぱり二重に重大だというふうに思うんですね。仮にですよ、仮にも選挙区の有権者に渡されたものであれば、これは公職選挙法違反行為ということなんです。それから、NA企画から土産物を購入入したということは、これは政治資金で賄われているわけですから、政治資金があなたの身内に流れたということになるわけですね。

ですから、それが政治倫理上問題ないということになるのかどうか、これについてはいかがです。

○国務大臣(西川公也君) 正常な商取引でありますので、私は、政治資金法あるいは公職選挙法上問題はなかと考えております。

○紙智子君 今の発言は大変私は問題ではないかなというふうに思っています。

○国務大臣(西川公也君) 私の商取引は通常の商取引で、なぜそう誤解が受けるかと、こう私は思っています。そういうことでありまして、この取引については何ら問題がないと、こう思っています。

○紙智子君 第三者というか身内でないところから買っていたら、まだそういうことも言えるのかもしれないんですけど、そこはやっぱりそうじゃない事実があるわけですから、そこはやっぱり疑問を持たれるというのはもう当たり前だと思うんです。

それで、私も、共産党は、政党交付金というのは一切今もらっておりません。それはなぜかという、これ憲法に反するというふうには考えてきたからです。国民の思想、信条の自由にかどうかというのはこれは自由なわけですけど、支持したくないところにも、言ってみれば一律二百五十円払わなきゃいけないということなわけですね。ですから、こういう違反の政党交付金というのは廃止すべきだというふうに思っています。

今の答弁を聞いていても、私は、恐らく多くの国民の皆さんはしっくりきていないと思えます、納得していないと思えます。納得できるように説明責任を果たすべきだというふうに思うんですけど、仮にこの政党交付金という形で使われていたとすれば、これ政治家としても大臣としてもその資格が問われることになる。今お聞きしただけでも全然説明責任果たされたというふうには言えないというふうに思いますので、納得できるような説明責任を果たすべきだというふうに思っています。

昨日の毎日新聞に、評論家の森田実さんが書いています。どうして政治家はこうもお金につまずくんだろうかという記事が載っている中、ずっと読んでいきますと、最後のところにこう書いてあ

りますよ。政治資金には、国民の税金である政党交付金も入っている、その使途を説明できない政治家は議員辞職をし、けじめを付ける必要があるんだと。それを今やらなきゃ駄目なんだということを書いてあるわけです。

私は、やっぱりこの今日の議論を通じて是非提示していただきたい資料は出してほしいと思いますし、これで納得できなければ、やっぱり本当に決断をしていただきたいということを申し上げまして、質問を終わりたいと思います。

何か最後に一言あればどうぞ。

○委員長(山田俊男君) 時間が来ておりますので、紙智子君の質疑は以上で終わります。本日の質疑はこの程度にとどめます。

○委員長(山田俊男君) 次に、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案に関する件を議題といたします。

本件につきましては、理事会において協議いたしました結果、お手元に配付しておりますとおり、草案がまとまりました。

この際、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の草案の趣旨及び内容について御説明申し上げます。

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、もって農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興に寄与することを目的として、平成十九年に制定された後、平成二十四年に一部改正が行われ、市町村による被害防止計画の策定、鳥獣被害対策実施部隊の設置、鳥獣の捕獲等に関わる人材の確保、猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の特例等の施策が実施されてまいりました。

この猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習の特例は、銃砲刀剣類所持等取締法の猟銃所持許可

の更新等の申請をした場合における同法の技能講習に係る規定の適用を除外するものであり、特定鳥獣被害対策実施部隊については、当分の間、適用を除外することとされておりますが、それ以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事する者については、本年十二月三日までの間、適用を除外することとされております。

しかしながら、被害防止計画を策定する市町村の数は本年四月末時点で千四百一にまで増える一方で、鳥獣被害対策実施部隊を設置する市町村の数は同月末時点で八百六十四にとどまっており、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等を進めるに当たり、特定鳥獣被害対策実施部隊以外の猟銃を使用して捕獲等に従事する者に頼らざるを得ない市町村もいまだ少なくない状況となつております。

本法律案は、このような現状に鑑み、特定鳥獣被害対策実施部隊以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者についての猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例の期限を二年延長し、平成二十八年十二月三日までとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から施行することとしております。

以上がこの法律案の草案の趣旨及び内容であります。

それでは、本草案を鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案として本委員会から提出することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山田俊男君) 御異議ないと認めます。

よつて、さよう決定いたしました。

なお、本会議における趣旨説明の内容につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山田俊男君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時三十七分散会

〔参照〕

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律(案)

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成十九年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項中「平成二十六年十二月三日」を「平成二十八年十二月三日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

特定鳥獣被害対策実施部隊以外の被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者に係る猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習に係る特例の期限を二年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十六年十一月十七日印刷

平成二十六年十一月十八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

U